

放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示、ガイド及び内規の一部改正案に係る放射線審議会の答申並びにこれらの制定について

令和 2 年 11 月 18 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 2 年 10 月 14 日の第 32 回原子力規制委員会において、放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示、ガイド及び内規の一部改正案に対する意見募集の結果とその回答を取りまとめるとともに、改正案のうち、放射線障害防止に関する技術的基準に係るものについて、放射線審議会に諮問することが了承された。

その後、同年 10 月 23 日の放射線審議会を経て、同日付けで、原子力規制委員会からの諮問は妥当である旨、答申を受けた（別添）。

2. 規則等の制定

放射線審議会の答申を踏まえ、資料 2-1 のとおり、関係する規則、告示、ガイド及び内規を制定することとしたい。

あわせて、令和 2 年 10 月 14 日の第 32 回原子力規制委員会において、その内容を明確にするよう指摘のあった、輸送物の経年変化の考慮については、資料 2-2 のとおり整理したので了承いただきたい。

< 資料一覧 >

別添：放射性物質の輸送に関する国際原子力機関の安全要件の取入れにおける原子力規制委員会告示に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

資料 2-1：放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示、ガイド及び内規の制定について（案）

資料 2-2：核燃料輸送物及び放射性輸送物に係る経年変化の考慮について

原規放発第 2010233 号
令和 2 年 10 月 23 日

原子力規制委員会 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明
(公印省略)

放射性物質の輸送に関する国際原子力機関の安全要件の取入れにおける原子力規制委員会告示に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について (答申)

令和 2 年 10 月 14 日付け原規規発第 20101410 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示、ガイド及び内規の制定について（案）

令和 2 年 11 月 18 日
原子力規制委員会

1. 規則等の制定

以下の規則等の制定をすることとする。

- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（別紙 1）
- ・平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（別紙 2）
- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイドの一部改正について（別紙 3）
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について（別紙 4）
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について（別紙 5）

別紙 2 については、令和 2 年 10 月 14 日の第 32 回原子力規制委員会に示したもののから、今回の改正に伴う他の法令の形式的な変更（引用する告示の名称変更等）を行うとともに、別紙 1、2 及び 5 については、記載の適正化のための修正を行っている。

2. 施行期日等

施行期日：令和 3 年 1 月 1 日

別紙 1 及び 2 のとおり所要の経過措置を規定する。

3. 備考

別紙 2 の改正により原子力規制委員会の処分が新設されるが、そのうち承認については主管部等の長、承認書の交付等の軽微なものについては主管課等の長が専決処理できることとする。これらの専決事項を新設するため、原子力規制委員会行政文書管理要領の所要の改正を長官専決で行う。

別紙 2 - 2 の別記 様式中にある「 」については、現意見募集中である「事業者等から提出される申請書等に係る押印・書面等の見直しのための規則改正等」により削除する予定である。

< 資料一覧 >

- 別紙 1 : 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則
- 別紙 2 : 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示
- 別紙 3 : 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイドの一部改正について
- 別紙 4 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について
- 別紙 5 : 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十七条の七第四項並びに第五十九条第一項及び第三項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の三第一項並びに第十八条第一項及び第三項の規定（これらの規定を同法第二十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）

別表第一

二 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号） 別表第二

三 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号） 別表第三

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の日前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条第二項の確認又は同条第三項若しくはこの規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十一条第二項の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であつて、この規則の施行の際確認又は承認をどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この規則の施行の際現に放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けている放射性同位元素装備機器は、この規則による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十四条の三第二項第五号に掲げる技術上の基準に適合したものとみなす。

第四条 この規則の施行の日前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第三項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくはこの規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項（同規則第二十四条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であつて、こ

の規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬)</p> <p>第三条 核燃料物質等は、次の各号に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。</p> <p>「一」三 略</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP 1型輸送物、IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)</p> <p>第十一条 核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、当該核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの(IP 1型輸送物又はIP 2型輸送物)として運搬する場合に限る。及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならない。</p> <p>「一」三 略</p> <p>(六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準)</p> <p>第十二条 六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物とし</p>	<p>(核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬)</p> <p>第三条 核燃料物質等は、次に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。</p> <p>「一」三 同上</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP 1型輸送物、IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物は、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)</p> <p>第十一条 核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの(IP 1型輸送物又はIP 2型輸送物)として運搬する場合に限る。及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならない。</p> <p>「一」三 同上</p> <p>(六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準)</p> <p>第十二条 六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物とし</p>

<p>て運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>2 原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物（以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。）にあつては、前項の基準に加え、当該六ふつ化ウラン輸送物の経年変化を考慮した上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>3 「略」</p> <p>（容器承認書）</p> <p>第二十二条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る輸送容器が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 其他特記事項</p> <p>別記様式第3（第21条関係）</p> <p>容器承認申請書</p> <p>「略」</p> <p>「1～6 略」</p> <p>七 其他特記事項</p> <p>「略」</p>	<p>て運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>2 原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物（以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。）にあつては、前項の基準に加え、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>（容器承認書）</p> <p>第二十二条 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>別記様式第3（第21条関係）</p> <p>容器承認申請書</p> <p>「同上」</p> <p>「1～6 同上」</p> <p>「加える。」</p> <p>「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第二 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(技術上の基準) 第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)第五十七条の七第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。</p> <p>「一〇十一の二 略」</p> <p>十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。 この場合において、当該核原料物質及び当該核原料物質を収納した容器の経年変化を考慮しなければならない。</p> <p>「イ」チ 略」</p> <p>十三 「略」</p>	<p>(技術上の基準) 第二条 「同上」</p> <p>「一〇十一の二 同上」</p> <p>十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>「イ」チ 同上」</p> <p>十三 「同上」</p>

別表第三 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(認証の基準) 第十四条の三 「略」</p> <p>2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、経年変化を考慮した上で、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>「イ～リ 略」</p> <p>六 「略」</p> <p>「3・4 略」</p> <p>(放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬) 第十八条の三 放射性同位元素等(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。)は、次の各号に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物(放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)として運搬しなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP 1型輸送物、IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ</p>	<p>(認証の基準) 第十四条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>「イ～リ 同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>「3・4 同上」</p> <p>(放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬) 第十八条の三 放射性同位元素等(危険物船舶運送及び貯蔵規則)昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号ト(1)に該当しないもの(原子力規制委員会の定めるものを除く。)を除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。)は、次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物(放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)として運搬しなければならない。</p> <p>「一～三 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP 1型輸送物、IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物は、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上</p>

れ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

(容器承認書の交付)

第十八条の十八 原子力規制委員会は、法第十八条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

- 一～六 略
- 七 収納物の密封性に関する事項
- 八 B M型輸送物にあつては、B U型輸送物の設計基準のうち適合しない基準
- 九 「略」
- 十 「略」
- 十一 その他特記事項

(特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準)

- 第二十四条の二の四 「略」
- 2 特定放射性同位元素に係る放射性輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、前項に規定する技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

別記様式第19 (第18条の17及び第24条の2の7関係)

[略]		
[略]	容器承認申請書	
[略]		

の基準に適合するものでなければならぬ。

(容器承認書の交付)

第十八条の十八 「同上」

- 一～六 同上
- 七 「号を加える。」
- 八 「号を加える。」
- 九 「同上」
- 十 「同上」
- 十一 「号を加える。」

(特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準)

- 第二十四条の二の四 「同上」
- 「項を加える。」

別記様式第19 (第18条の17及び第24条の2の7関係)

[同上]		
[同上]	容器承認申請書	
[同上]		

収納する放射性同位元素等の仕様 (注2)	[略]	密封の状態(注5)	
[略]			
容器の保守及び放射性輸送物の取扱に関する事項			
その他特記事項			
[略]			
[略]			
収納する放射性同位元素等の仕様 (注2)	[同上]	密封の状態(注5)	
[同上]			
[同上]			
[新設]			
[同上]			
[同上]			

備考 表中の「 」の記載は注記しめる。

原子力規制委員会告示第 号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第一項第一号及び第二項並びに第二十一条第二項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項及び第二項並びに第十八条の十七第四項の規定に基づき、並びにこれらの規則を実施するため、平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示

第一条 次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示） 別表第一

二 平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示） 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移

動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定（二重傍線を付した題名を含む。以下この号において同じ。）を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の日前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第二項の確認又は同条第三項若しくは核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（令和二年原子力規制委員会規則第 号。以下

「改正規則」という。）による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十一条第二項の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であつて、この告示の施行の際確認又は承認をどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この告示の施行の日前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十八条第二項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第三項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは改正規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項（同規則第二十条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であつて、この告示の施行の際確認又は承認をどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第四条 この告示の施行の際現に運搬されている核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

（核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示等の一部改正）

第五条 次の各号に掲げる告示の規定中「平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）」を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）」に改める。

一 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十号）第二条第一項

二 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）第二条第一項

三 核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年運輸省告示第六百七十七号）第二条第一項

四 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内

の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）第二

条第一項

五 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な

事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）第十三条第一項

第六条 平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等）第二十三条中「告示別記

様式第一」を「告示別記様式第九」に改める。

別表第一 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部改正に関する表

改正後		改正前	
<p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示</p> <p>（L型輸送物として運搬できる核燃料物質等）</p> <p>第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、核分裂性物質を含むものについては、第二十三条第一項に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限るものとし、六ふつ化ウランを含むものについては、当該六ふつ化ウランの重量が第二十八条に定める重量を超えないものに限るものとする。</p> <p>一 核燃料物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの</p>		<p>「題名を付する。」</p> <p>（L型輸送物として運搬できる核燃料物質等）</p> <p>第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、第一号から第三号までに該当する核燃料物質等のうち、核分裂性物質を含むものについては、第二十三条第一項に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限るものとし、六ふつ化ウランを含むものについては、当該六ふつ化ウランの重量が第二十八条に定める重量を超えないものに限るものとする。</p> <p>一 「同上」</p>	
<p>核燃料物質等の区分</p> <p>容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等を密封したカプセル（以下「カプセル等」という。）であつて、当該カプセル等の設計が次に掲げる基準に適合すると原子力規制委員会が認めるもの（以下「特別形核燃料物質等」という。）</p> <p>「イ・口 略」</p>	<p>放射能の量</p> <p>別表第一から別表第六まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（別表第二の第二欄に掲げる数量にあつては、</p>	<p>核燃料物質等の区分</p> <p>容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等を密封したカプセル（以下「カプセル等」という。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形核燃料物質等」という。）</p> <p>「イ・口 同上」</p>	<p>放射能の量</p> <p>別表第一から別表第六まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A値」という。）の千分の一</p>

2 「二」四 略」 前項第一号の表上欄に規定するカプセル等の設計についての承認を受けようとする者は、別記様式第一（既に承認を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第二）による申請書に、当該カプセル等の設計が同欄イ及びロの基準に適合することを説明する書類及び特別形核燃料物質等に係る品質管理の方法等に関する説明書	固	特別形核燃料物質等以外のもの	当該数量のうち原子力規制委員会が適当と認める数量。以下「A ₁ 値」という。）の千分の一
	「略」	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（別表第二の第三欄に掲げる数量にあつては、当該数量のうち原子力規制委員会が適当と認める数量。以下「A ₂ 値」という。）の千分の一	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（別表第二の第三欄に掲げる数量にあつては、当該数量のうち原子力規制委員会が適当と認める数量。以下「A ₂ 値」という。）の千分の一

2 「二」四 同上」 前項第一号の表上欄ただし書の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第一による申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。	固	「同上」	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の千分の一
	「同上」	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の千分の一	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の千分の一

<p>3 を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 原子力規制委員会は、前項の規定による申請に係るカプセル等の設計が第一項第一号の表上欄イ及びロの基準に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した特別形核燃料物質等設計承認書を交付する。 一 特別形核燃料物質等設計承認番号 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 特別形核燃料物質等の名称 四 特別形核燃料物質等の種類 五 特別形核燃料物質等の外形寸法、重量その他の仕様 六 特別形核燃料物質等に係る品質管理の方法等に関する事項 七 特別形核燃料物質等設計承認書の有効期間 八 その他特記事項</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>4 前項の規定により特別形核燃料物質等設計承認書の交付を受けた者は、当該特別形核燃料物質等の設計の変更がないことを示して、有効期間の更新を受けることができる。 5 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第三による特別形核燃料物質等設計承認有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする特別形核燃料物質等に係る特別形核燃料物質等設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 6 原子力規制委員会は、第四項に規定する更新をしたときは、特別形核燃料物質等設計承認書を書き換えて交付するものとする。 7 第三項の規定により特別形核燃料物質等設計承認書の交付を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第四による特別形核燃料物質等設計承認書記載事項変更届出書を提出しなければならない。</p>	<p>「項を加える。」 「項を加える。」 「項を加える。」 「項を加える。」</p>
<p>8 第三項の規定により特別形核燃料物質等設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた特別形核燃料物質等の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第五による特別形核燃料物質等設計承認書廃止届出書に当該特別形核燃料物質等設計</p>	<p>「項を加える。」</p>

<p>承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>9 第一項第一号の表下欄に規定する別表第二の第二欄又は第三欄に掲げる数量についての承認を受けようとする者は、別記様式第六による申請書に、当該数量を算出した方法を説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>10 第二項の申請書、第五項の特別形核燃料物質等設計承認有効期間更新申請書、第七項の特別形核燃料物質等設計承認書記載事項変更届出書、第八項の特別形核燃料物質等設計承認書廃止届出書及び前項の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通とする。</p>	<p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>(低比放射性物質及び表面汚染物)</p> <p>第五条 規則第三条第二項の原子力規制委員会の定める低比放射性物質は、次に掲げる各号の一に該当する核燃料物質等であつて、容器に収納することとした場合に、当該核燃料物質等の表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 前二号に掲げる核燃料物質等以外の固体状の核燃料物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「L S A」という。)</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>「号の細分を削る。」</p>	<p>(低比放射性物質及び表面汚染物)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>八 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量がA₂値の十分の一を超えないこと。</p> <p>二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>2 「略」</p> <p>八 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(表面又は表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に係る承認の申請)</p> <p>第十一条 規則第五条第七号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第七による申請書を原子力規制委員会に提</p>	<p>(表面又は表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に係る承認の申請)</p> <p>第十一条 規則第五条第七号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第二による申請書を原子力規制委員会に提</p>

出しなければならぬ。

2 規則第五条第八号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第八による申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

3 前二項の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通とする。

(IP 2型輸送物に係る一般の試験条件)

第二十一条 「略」

2 前項の原子力規制委員会の認める条件による者又は、別記様式第九による申請書に、その条件が別記第九に掲げる条件と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

3 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物に係る技術上の基準に係る承認の申請)

第二十二条の二 規則第九条第二項第二号の原子力規制委員会の認める基準による者又は、別記様式第十による申請書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

2 規則第十条第二項第二号の原子力規制委員会の認める基準による者又は、別記様式第十による申請書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

3 前二項の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通とする。

(核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物)

第二十三条 「略」

2 前項第六号の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第十による申請書に、当該核燃料輸送物が輸送中において臨界に達

出しなければならぬ。

2 規則第五条第八号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第三による申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「項を加える。」

(IP 2型輸送物に係る一般の試験条件)

第二十一条 「同上」

2 前項の原子力規制委員会の認める条件による者又は、別記様式第四による申請書に、その条件が別記第九に掲げる条件と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「項を加える。」

(IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物に係る技術上の基準に係る承認の申請)

第二十二条の二 規則第九条第二項第二号の原子力規制委員会の認める基準による者又は、別記様式第五による申請書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

2 規則第十条第二項第二号の原子力規制委員会の認める基準による者又は、別記様式第五による申請書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「項を加える。」

(核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物)

第二十三条 「同上」

2 前項第六号の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第六による申請書に、当該核燃料輸送物が輸送中において臨界に達し

しないことを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

3|| 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(特別措置に係る承認の申請)

第三十四条 規則第十四条の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第十二による申請書に、核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2|| 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(設計承認の申請等)

第四十一条 規則第二十一条第二項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第十三(既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第十四)による申請書に、同条第一項第二号の書類及び輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 原子力規制委員会は、規則第二十一条第二項の規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した核燃料輸送物設計承認書を交付する。

一 核燃料輸送物設計承認番号

「二」五 略

六 運搬中に予想される周囲の温度の範囲

七 収納物の臨界防止のための核燃料輸送物の構造に関する事項

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

十二 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)

ないことを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「項を加える。」

(特別措置に係る承認の申請)

第三十四条 規則第十四条の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第七による申請書に、核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「項を加える。」

(設計承認の申請等)

第四十一条 規則第二十一条第二項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第八(既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第九)による申請書に、同条第一項第二号の書類及び輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「同上」

一 設計承認番号

「二」五 同上

「号を加える。」

「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

「号を加える。」

十三 「略」
十四 その他特記事項

- 3 「略」
- 4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第十五による核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする核燃料輸送物に係る核燃料輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 5 「略」
- 6 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第十六による核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書を提出しなければならない。
- 7 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた核燃料輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第十七による核燃料輸送物設計承認書廃止届出書に当該核燃料輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 8 「略」

別表第一（第三条関係）
種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】
27 28	⁶⁰ Co ⁵⁷ Ni	0.4 0.6
【略】	【略】	【略】

十一 「同上」
「号を加える。」

- 3 「同上」
- 4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第十による核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする核燃料輸送物に係る核燃料輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 5 「同上」
- 6 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第十一による核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書を提出しなければならない。
- 7 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた核燃料輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に別記様式第十二による核燃料輸送物設計承認書廃止届出書に当該核燃料輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 8 「同上」

別表第一（第三条関係）
種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
【同上】	【同上】	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】
27	⁶⁰ Co	0.4
【同上】	【同上】	【同上】

32	⁶⁸ Ge	0.5	0.5
32	⁶⁹ Ge	1	1
【略】	【略】	【略】	【略】
38	⁸² Sr	0.2	0.2
38	⁸³ Sr	1	1
【略】	【略】	【略】	【略】
56	^{133m} Ba	20	0.6
56	^{135m} Ba	20	0.6
【略】	【略】	【略】	【略】
64	¹⁵⁹ Gd	3	0.6
65	¹⁴⁹ Tb	0.8	0.8
【略】	【略】	【略】	【略】
65	¹⁶⁰ Tb	1	0.6
65	¹⁶¹ Tb	30	0.7
【略】	【略】	【略】	【略】
77	¹⁹² Ir	1	0.6
77	^{193m} Ir	40	4
【略】	【略】	【略】	【略】

(備考) 【略】

別表第二(第三条関係)

種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
【略】	【略】	【略】
— 【略】	【略】	【略】

32	⁶⁸ Ge	0.5	0.5
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
38	⁸² Sr	0.2	0.2
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
56	^{133m} Ba	20	0.6
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
64	¹⁵⁹ Gd	3	0.6
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
65	¹⁶⁰ Tb	1	0.6
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
77	¹⁹² Ir	1	0.6
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】

(備考) 【同上】

別表第二(第三条関係)

種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
【同上】	【同上】	【同上】
— 【同上】	【同上】	【同上】

<p>二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であって、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性物質（以下「子孫核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、<u>子孫核種</u>の物理的半減期が十日以内である場合</p>	<p>親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>
<p>三 【略】</p>	<p>【略】</p>	<p>【略】</p>
<p>四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、かつ、<u>子孫核種</u>の物理的半減期が十日以内である場合</p>	<p>それぞれ放射線に係る親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>それぞれ放射線に係る親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>

<p>二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であって、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、<u>娘核種</u>の物理的半減期が十日以内である場合</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>
<p>三 【同上】</p>	<p>【同上】</p>	<p>【同上】</p>
<p>四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、<u>娘核種</u>の物理的半減期が十日以内である場合</p>	<p>それぞれ放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>それぞれ放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>

備考 [略]

別表第六（第三条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
その系列の子孫核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	[略]	[略]

備考 [略]

原子力規制委員会 殿

別記様式第1（第3条関係）

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番号
年月日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

備考 [同上]

別表第六（第三条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	[同上]	[同上]

備考 [同上]

原子力規制委員会 殿

別記様式第1（第3条関係）

特別形核燃料物質等の適用基準に係る承認申請書

番号
年月日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 特別形核燃料物質等の名称
- 2 特別形核燃料物質等の種類、性状、重量、放射能の量、外形寸法、外觀及び設計仕様（注）
- 3 特別形核燃料物質等に係る品質管理の方法等に関する事項
- 4 その他特記事項

注 次のイからニにより記載すること。

- イ 種類については、容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等を密封したカプセルの別を記載すること。
ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
ハ 重量についてはトン又はキログラム単位で記載すること。
ニ 放射能の量については総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第2（第3条関係）

特別形核燃料物質等設計変更承認申請書

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 特別形核燃料物質等の名称
- 2 特別形核燃料物質等設計承認番号

平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 特別形核燃料物質等の名称
 - 2 特別形核燃料物質等の重量、外形寸法、外觀及び設計仕様
 - 3 適用しようとする試験
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

〔様式を加える。〕

- 3 変更内容
 - 4 変更理由
- 注 別紙記載事項は、変更に係る部分について記載すること。
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 3 (第 3 条関係)

特別形核燃料物質等設計承認有効期間更新申請書

号
番
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成 2 年科学技術庁告示第 5 号) 第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 特別形核燃料物質等の名称
 - 2 特別形核燃料物質等設計承認番号
 - 3 更新の理由
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 4 (第 3 条関係)

特別形核燃料物質等設計承認書記載事項変更届出書

号
番
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成 2 年科学技術庁告示第 5 号) 第 3 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

[様式を加える。]

[様式を加える。]

記

- 1 特別形核燃料物質等の名称
 - 2 特別形核燃料物質等設計承認番号
 - 3 変更前
 - 4 変更後
 - 5 変更の年月日
 - 6 変更の理由
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 5 (第 3 条関係)

特別形核燃料物質等設計承認書廃止届出書

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成 2 年科学技術庁告示第 5 号) 第 3 条第 8 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特別形核燃料物質等の名称
 - 2 特別形核燃料物質等設計承認番号
 - 3 廃止の年月日
 - 4 廃止の理由
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 6 (第 3 条関係)

核燃料物質等の別表第二の第二欄又は第三欄に掲げる
数量に係る承認申請書

番 号
年 月 日

[様式を加える。]

[様式を加える。]

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成2年科学技術庁告示第5号) 第3条第9項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 核燃料物質等の種類及び性状
 - 2 別表第二の第二欄又は第三欄の別
 - 3 承認を受けようとする数量
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第7 (第11条関係)

核燃料輸送物の表面における最大線量当量率に係る承認申請書

【略】

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成2年科学技術庁告示第5号)

2) 第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

【略】

別記様式第8 (第11条関係)

核燃料輸送物の表面から1メートル離れた位置における

最大線量当量率に係る承認申請書

【略】

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成2年科学技術庁告示第5号)

2) 第11条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

【略】

別記様式第9 (第21条関係)

I P 2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書

別記様式第2 (第11条関係)

核燃料輸送物の表面における最大線量当量率に係る承認申請書

【同上】

平成2年科学技術庁告示第5号 (核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)

2) 第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

【同上】

別記様式第3 (第11条関係)

核燃料輸送物の表面から1メートル離れた位置における

最大線量当量率に係る承認申請書

【同上】

平成2年科学技術庁告示第5号 (核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)

2) 第11条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

【同上】

別記様式第4 (第21条関係)

I P 2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書

【略】
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）
第21条第2項の規定により、下記のとおり申請します。
【略】

別記様式第10（第22条の2関係）
I P型輸送物の同等基準に係る承認申請書

【略】
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）
第22条の2第1項（第2項）の規定により、下記のとおり申請します。
【略】

別記様式第11（第23条関係）
輸送中において臨界に達しない核燃料輸送物に係る承認申請書

【略】
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）
第23条第2項の規定により、下記のとおり申請します。
【略】

別記様式第12（第34条関係）
特別措置に係る承認申請書

【略】
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）
第34条第1項の規定により、下記のとおり申請します。
【略】

【同上】
平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）
第21条第2項の規定により、下記のとおり申請します。
【同上】

別記様式第5（第22条の2関係）
I P型輸送物の同等基準に係る承認申請書

【同上】
平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）
第22条の2第1項（第2項）の規定により、下記のとおり申請します。
【同上】

別記様式第6（第23条関係）
輸送中において臨界に達しない核燃料輸送物に係る承認申請書

【同上】
平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）
第23条第2項の規定により、下記のとおり申請します。
【同上】

別記様式第7（第34条関係）
特別措置に係る承認申請書

【同上】
平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）
第34条の規定により、下記のとおり申請します。
【同上】

<p><u>別記様式第13</u>（第41条関係） 核燃料輸送物設計承認申請書</p> <p>〔略〕</p> <p><u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）</u> 第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>〔1～5 略〕</p> <p><u>6</u> 運搬中に予想される周囲の温度の範囲</p> <p><u>7</u> 収納物の臨界防止のための核燃料輸送物の構造に関する事項</p> <p><u>8</u> 〔略〕</p> <p><u>9</u> 〔略〕</p> <p><u>10</u> 〔略〕</p> <p><u>11</u> 〔略〕</p> <p><u>12</u> 輸送容器に係る品質管理の方法等（設計に係るものに限る。）</p> <p>）に関する事項</p> <p><u>13</u> その他特記事項</p> <p>〔略〕</p>	<p><u>別記様式第8</u>（第41条関係） 核燃料輸送物設計承認申請書</p> <p>〔同上〕</p> <p>平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示） 第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>〔1～5 同上〕</p> <p>〔加える。〕</p> <p>〔加える。〕</p> <p><u>6</u> 〔同上〕</p> <p><u>7</u> 〔同上〕</p> <p><u>8</u> 〔同上〕</p> <p><u>9</u> 〔同上〕</p> <p>〔加える。〕</p> <p>〔加える。〕</p> <p>〔同上〕</p>
<p><u>別記様式第14</u>（第41条関係） 核燃料輸送物設計変更承認申請書</p> <p>〔略〕</p> <p><u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）</u> 第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 <u>核燃料輸送物設計承認番号</u></p> <p>〔略〕</p>	<p><u>別記様式第9</u>（第41条関係） 核燃料輸送物設計変更承認申請書</p> <p>〔同上〕</p> <p>平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示） 第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>2 <u>既に交付された核燃料輸送物設計承認番号</u></p> <p>〔同上〕</p>
<p><u>別記様式第15</u>（第41条関係）</p>	<p><u>別記様式第10</u>（第41条関係）</p>

<p style="text-align: center;">核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書</p>	<p style="text-align: center;">核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書</p>
<p>【略】</p> <p><u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）</u>第4条第4項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>【略】</p>	<p>【同上】</p> <p><u>平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）</u>第4条第4項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>【同上】</p>
<p><u>別記様式第16（第41条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書</p> <p>【略】</p> <p><u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）</u>第4条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>【略】</p>	<p><u>別記様式第11（第41条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書</p> <p>【同上】</p> <p><u>平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）</u>第4条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>【同上】</p>
<p><u>別記様式第17（第41条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">核燃料輸送物設計承認書廃止届出書</p> <p>【略】</p> <p><u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）</u>第4条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>【略】</p>	<p><u>別記様式第12（第41条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">核燃料輸送物設計承認書廃止届出書</p> <p>【同上】</p> <p><u>平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）</u>第4条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>【同上】</p>

郵便 帳付の [] の記載を共有せよ。

別表第二 平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示</p> <p>（放射性輸送物とならない放射性同位元素等）</p> <p>第一条の二 規則第十八条の三第一項各号列記以外の部分の原子力規制委員会の定める放射性同位元素等は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一 放射性同位元素等の放射能濃度が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄（別表第四及び別表第五にあつては、第三欄）に掲げる濃度（以下「免除濃度」という。）を超えないもの。ただし、別表第三の第四欄に掲げる免除濃度について、原子力規制委員会が当該免除濃度以外の濃度を安全上支障がないと認める場合には、当該濃度を免除濃度とすることができる。</p> <p>二 一の荷送人により放射性同位元素等を運送するに当たり、当該放射性同位元素等の有する放射能の量が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄（別表第四及び別表第五にあつては、第四欄）に掲げる放射能の量（以下「免除量」という。）を超えないもの。ただし、別表第三の第五欄に掲げる免除量について、原子力規制委員会が当該免除量以外の放射能の量を安全上支障がないと認める場合には、当該放射能の量を免除量とすることができる。</p> <p>三 鉱石等に含まれる放射性同位元素であつて、放射能濃度が当該放射性同位元素の免除濃度の十倍を超えないもの</p>	<p>「題名を付する。」</p> <p>「条を加える。」</p>

体	放射性同位元素等の区分	放射能の量	<p>四 製品に含まれる放射性同位元素であつて、原子力規制委員会が安全上支障がないと認めるもの</p> <p>2 前項第一号ただし書又は第二号ただし書の承認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、当該承認を受けようとする濃度又は放射能の量を算出した方法を説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項第四号の承認を受けようとする者は、別記様式第二による申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等)</p> <p>第二条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。</p> <p>一 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの</p>
	<p>容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセル(以下「カプセル等」という。)であつて、当該カプセル等の設計が次に掲げる基準に適合している</p> <p>と原子力規制委員会が認めるもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われているもの(以下「特別形放射性同位元素等」という。)</p>	<p>別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(別表第二の第二欄に掲げる数量にあつては、当該数量のうち原子力規制委員会が適当と認める数量。以下「A₁値」という。)の千分の一</p>	

体	放射性同位元素等の区分	放射能の量	<p>(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>
	<p>容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセル(以下「カプセル等」という。)であつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性同位元素等」という。)</p>	<p>別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A₁値」という。)の千分の一</p>	

「略」	固	「イ・ロ 略」	特別形放射性同位元素等以外のもの
			別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（別表第二の第三欄に掲げる数量にあつては、当該数量のうち原子力規制委員会が適当と認める数量。以下「A ₂ 値」という。）の千分の一

「二・三 略」

2|| 前項第一号の表上欄に規定するカプセル等の設計についての承認を受けようとする者は、別記様式第三（既に承認を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第四）による申請書に、当該カプセル等の設計が同欄イ及びロの基準に適合することを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

3|| 原子力規制委員会は、前項の規定による申請に係るカプセル等の設計が第一項第一号の表上欄イ及びロの基準に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した特別形放射性同位元素等設計承認書を交付する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特別形放射性同位元素等の名称

「同上」	固	「イ・ロ 同上」	「同上」
			別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の千分の一

「二・三 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

<p>三 特別形放射性同位元素等設計承認番号</p> <p>四 特別形放射性同位元素等の種類</p> <p>五 特別形放射性同位元素等の外形寸法、重量その他の仕様</p> <p>六 特別形放射性同位元素等設計承認書の有効期間</p> <p>七 その他特記事項</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>4 前項の規定により特別形放射性同位元素等設計承認書の交付を受けた者は、当該特別形放射性同位元素等の設計の変更がないことを示して、有効期間の更新を受けることができる。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>5 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第五による特別形放射性同位元素等設計承認書有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする特別形放射性同位元素等に係る特別形放射性同位元素等設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>6 原子力規制委員会は、第四項に規定する更新をしたときは、特別形放射性同位元素等設計承認書を書き換えて交付するものとする。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>7 第三項の規定により特別形放射性同位元素等設計承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第六による届書を提出しなければならない。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>8 第三項の規定により特別形放射性同位元素等設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた特別形放射性同位元素等の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第七による届書に当該特別形放射性同位元素等設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>9 第一項第一号の表下欄に規定する別表第二の第二欄又は第三欄に掲げる数量についての承認を受けようとする者は、別記様式第八による申請書に、当該数量を算出した方法を説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>(低比放射性同位元素及び表面汚染物)</p>	<p>(低比放射性同位元素及び表面汚染物)</p>

第四条 規則第十八条の三第二項の原子力規制委員会の定める低比

放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十三リシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。

一 次に掲げる放射性同位元素等（以下「L S A」という。

イ 「略」

ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度（放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。）が、第一条の二第一項第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二 「略」

三 前二号に掲げる放射性同位元素等以外の固体状の放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの（以下「L S A」という。）

「イ・ロ 略」

「号の細分を削る。」

ハ 「略」

「略」

2 （設計承認の申請等）

第二十五条 規則第十八条の十七第四項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第九（既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第十）による申請書に、同条第二項第二号の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第四条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度（放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。）が、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）第一条の二第一項第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二 「同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性同位元素の漏れ量がA₂値の十分の一を超えないこと。

ニ 「同上」

「同上」

2 （設計承認の申請等）

第二十五条 規則第十八条の十七第四項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第一（既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第二）による申請書に、同条第二項第二号の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

<p>2 原子力規制委員会は、規則第十八条の十七第四項の規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射性輸送物設計承認書を交付する。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 放射性輸送物設計承認番号</p> <p>「四・五 略」</p> <p>六 収納する放射性同位元素等の仕様</p> <p>七 「略」</p> <p>八 「略」</p> <p>九 「略」</p> <p>十 「略」</p> <p>十一 その他特記事項</p>	<p>2 原子力規制委員会は、規則第十八条の十七第四項の規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射性輸送物設計承認書を交付する。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 設計承認番号</p> <p>「四・五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>六 「同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>八 「同上」</p> <p>九 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>3 「略」</p> <p>4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第十一による放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする放射性輸送物に係る放射性輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 「略」</p> <p>6 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第十二による届書を提出しなければならない。</p> <p>7 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた放射性輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に別記様式第十三による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>3 「同上」</p> <p>4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第三による放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする放射性輸送物に係る放射性輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 「同上」</p> <p>6 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第四による届書を提出しなければならない。</p> <p>7 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた放射性輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に別記様式第五による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>
<p>引表第一（第一条の二及び第二条関係）</p> <p>種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性同位元素の場合の数量、放射能濃度及び放射能の量の限度</p>	<p>引表第一（第二条関係）</p> <p>種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性同位元素の場合の数量の限度</p>

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
原子番号 放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T B q	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T B q	放射能濃度 単位 B q / g	放射能の量 単位 B q
1 ³ H	40	40	1×10 ⁶	1×10 ⁹
4 ⁷ Be	20	20	1×10 ³	1×10 ⁷
4 ¹⁰ Be	40	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶
6 ¹¹ C	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
6 ¹⁴ C	40	3	1×10 ⁴	1×10 ⁷
7 ¹³ N	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹
9 ¹⁸ F	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
11 ²² Na	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
11 ²⁴ Na	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵

第一欄	第二欄	第三欄
原子番号 放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T B q	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T B q
1 ³ H	40	40
4 ⁷ Be	20	20
4 ¹⁰ Be	40	0.6
6 ¹¹ C	1	0.6
6 ¹⁴ C	40	3
7 ¹³ N	0.9	0.6
9 ¹⁸ F	1	0.6
11 ²² Na	0.5	0.5
11 ²⁴ Na	0.2	0.2

12	²⁸ M g	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	12	²⁸ M g	0.3	0.3
13	²⁶ A l	1×10^{-1}	1×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	13	²⁶ A l	0.1	0.1
14	³¹ S i	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	14	³¹ S i	0.6	0.6
14	³² S i	40	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	14	³² S i	40	0.5
15	³² P	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^5	15	³² P	0.5	0.5
15	³³ P	40	1	1×10^5	1×10^8	15	³³ P	40	1
16	³⁵ S	40	3	1×10^5	1×10^8	16	³⁵ S	40	3
17	³⁶ C l	10	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6	17	³⁶ C l	10	0.6
17	³⁸ C l	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	17	³⁸ C l	0.2	0.2
18	³⁷ A r	40	40	1×10^6	1×10^8	18	³⁷ A r	40	40
18	³⁹ A r	40	20	1×10^7	1×10^4	18	³⁹ A r	40	20
18	⁴¹ A r	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^9	18	⁴¹ A r	0.3	0.3
19	⁴⁰ K	9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	19	⁴⁰ K	0.9	0.9
19	⁴² K	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	19	⁴² K	0.2	0.2
19	⁴³ K	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	19	⁴³ K	0.7	0.6
20	⁴¹ C a	制限なし	制限なし	1×10^5	1×10^7	20	⁴¹ C a	制限なし	制限なし

20	⁴⁵ C a	40	1	1×10 ⁴	1×10 ⁷	20	⁴⁵ C a	40	1
20	⁴⁷ C a	3	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	20	⁴⁷ C a	3	0.3
21	⁴⁴ S c	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	21	⁴⁴ S c	0.5	0.5
21	⁴⁶ S c	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	21	⁴⁶ S c	0.5	0.5
21	⁴⁷ S c	10	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	21	⁴⁷ S c	10	0.7
21	⁴⁸ S c	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	21	⁴⁸ S c	0.3	0.3
22	⁴⁴ T i	5×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	22	⁴⁴ T i	0.5	0.4
23	⁴⁸ V	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	23	⁴⁸ V	0.4	0.4
23	⁴⁹ V	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	23	⁴⁹ V	40	40
24	⁵¹ C r	30	30	1×10 ³	1×10 ⁷	24	⁵¹ C r	30	30
25	⁵² M n	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	25	⁵² M n	0.3	0.3
25	⁵³ M n	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁹	25	⁵³ M n	制限なし	制限なし
25	⁵⁴ M n	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	25	⁵⁴ M n	1	1
25	⁵⁶ M n	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	25	⁵⁶ M n	0.3	0.3
26	⁵² F e	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	26	⁵² F e	0.3	0.3

26	⁵⁵ Fe	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁶	26	⁵⁵ Fe	40	40
26	⁵⁹ Fe	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	26	⁵⁹ Fe	0.9	0.9
26	⁶⁰ Fe	40	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	26	⁶⁰ Fe	40	0.2
27	⁵⁵ Co	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	27	⁵⁵ Co	0.5	0.5
27	⁵⁶ Co	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	27	⁵⁶ Co	0.3	0.3
27	⁵⁷ Co	10	10	1×10 ²	1×10 ⁶	27	⁵⁷ Co	10	10
27	⁵⁸ Co	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	27	⁵⁸ Co	1	1
27	^{58m} Co	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	27	^{58m} Co	40	40
27	⁶⁰ Co	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	27	⁶⁰ Co	0.4	0.4
28	⁵⁷ Ni	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶				
28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁸	28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし
28	⁶³ Ni	40	30	1×10 ⁵	1×10 ⁸	28	⁶³ Ni	40	30
28	⁶⁵ Ni	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	28	⁶⁵ Ni	0.4	0.4
29	⁶⁴ Cu	6	1	1×10 ²	1×10 ⁶	29	⁶⁴ Cu	6	1
29	⁶⁷ Cu	10	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	29	⁶⁷ Cu	10	0.7
30	⁶⁵ Zn	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶	30	⁶⁵ Zn	2	2

30	^{69}Zn	3	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6	30	^{69}Zn	3	0.6
30	$^{69\text{m}}\text{Zn}$	3	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	30	$^{69\text{m}}\text{Zn}$	3	0.6
31	^{67}Ga	7	3	1×10^2	1×10^6	31	^{67}Ga	7	3
31	^{68}Ga	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	31	^{68}Ga	0.5	0.5
31	^{72}Ga	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	31	^{72}Ga	0.4	0.4
32	^{68}Ge	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	32	^{68}Ge	0.5	0.5
32	^{69}Ge	1	1	1×10^1	1×10^6				
32	^{71}Ge	40	40	1×10^4	1×10^8	32	^{71}Ge	40	40
32	^{77}Ge	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	32	^{77}Ge	0.3	0.3
33	^{72}As	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	33	^{72}As	0.3	0.3
33	^{73}As	40	40	1×10^3	1×10^7	33	^{73}As	40	40
33	^{74}As	1	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	33	^{74}As	1	0.9
33	^{76}As	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	33	^{76}As	0.3	0.3
33	^{77}As	20	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	33	^{77}As	20	0.7
34	^{75}Se	3	3	1×10^2	1×10^6	34	^{75}Se	3	3

34	⁷⁹ S e	40	2	1×10^4	1×10^7	34	⁷⁹ S e	40	2
35	⁷⁶ B r	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	35	⁷⁶ B r	0.4	0.4
35	⁷⁷ B r	3	3	1×10^2	1×10^6	35	⁷⁷ B r	3	3
35	⁸² B r	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	35	⁸² B r	0.4	0.4
36	⁷⁹ K r	4	2	1×10^3	1×10^5	36	⁷⁹ K r	4	2
36	⁸¹ K r	40	40	1×10^4	1×10^7	36	⁸¹ K r	40	40
36	⁸⁵ K r	10	10	1×10^5	1×10^4	36	⁸⁵ K r	10	10
36	^{85m} K r	8	3	1×10^3	1×10^{10}	36	^{85m} K r	8	3
36	⁸⁷ K r	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^9	36	⁸⁷ K r	0.2	0.2
37	⁸¹ R b	2	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	37	⁸¹ R b	2	0.8
37	⁸³ R b	2	2	1×10^2	1×10^6	37	⁸³ R b	2	2
37	⁸⁴ R b	1	1	1×10^1	1×10^6	37	⁸⁴ R b	1	1
37	⁸⁶ R b	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	37	⁸⁶ R b	0.5	0.5
37	⁸⁷ R b	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7	37	⁸⁷ R b	制限なし	制限なし
37	R b (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7	37	R b (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし

38	$^{82}S r$	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	38	$^{82}S r$	0.2	0.2
38	$^{83}S r$	1	1	1×10^1	1×10^6	38			
38	$^{85}S r$	2	2	1×10^2	1×10^6	38	$^{85}S r$	2	2
38	$^{85m}S r$	5	5	1×10^2	1×10^7	38	$^{85m}S r$	5	5
38	$^{87m}S r$	3	3	1×10^2	1×10^6	38	$^{87m}S r$	3	3
38	$^{89}S r$	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	38	$^{89}S r$	0.6	0.6
38	$^{90}S r$	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^4	38	$^{90}S r$	0.3	0.3
38	$^{91}S r$	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	38	$^{91}S r$	0.3	0.3
38	$^{92}S r$	1	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	38	$^{92}S r$	1	0.3
39	^{87}Y	1	1	1×10^1	1×10^6	39	^{87}Y	1	1
39	^{88}Y	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	39	^{88}Y	0.4	0.4
39	^{90}Y	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^5	39	^{90}Y	0.3	0.3
39	^{91}Y	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	39	^{91}Y	0.6	0.6
39	^{91m}Y	2	2	1×10^2	1×10^6	39	^{91m}Y	2	2
39	^{92}Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	39	^{92}Y	0.2	0.2

39	^{9.3} Y	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁵	39	^{9.3} Y	0.3	0.3
40	^{8.8} Z r	3	3	1 × 10 ²	1 × 10 ⁶	40	^{8.8} Z r	3	3
40	^{9.3} Z r	制限なし	制限なし	1 × 10 ³	1 × 10 ⁷	40	^{9.3} Z r	制限なし	制限なし
40	^{9.5} Z r	2	8 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	40	^{9.5} Z r	2	0.8
40	^{9.7} Z r	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁵	40	^{9.7} Z r	0.4	0.4
41	^{9.3m} Nb	40	30	1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁷	41	^{9.3m} Nb	40	30
41	^{9.4} Nb	7 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	41	^{9.4} Nb	0.7	0.7
41	^{9.5} Nb	1	1	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	41	^{9.5} Nb	1	1
41	^{9.7} Nb	9 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	41	^{9.7} Nb	0.9	0.6
42	^{9.3} Mo	40	20	1 × 10 ³	1 × 10 ⁸	42	^{9.3} Mo	40	20
42	^{9.9} Mo	1	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁶	42	^{9.9} Mo	1	0.6
43	^{9.5m} Tc	2	2	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	43	^{9.5m} Tc	2	2
43	^{9.6} Tc	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	43	^{9.6} Tc	0.4	0.4
43	^{9.6m} Tc	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ³	1 × 10 ⁷	43	^{9.6m} Tc	0.4	0.4
43	^{9.7} Tc	制限なし	制限なし	1 × 10 ³	1 × 10 ⁸	43	^{9.7} Tc	制限なし	制限なし
43	^{9.7m} Tc	40	1	1 × 10 ³	1 × 10 ⁷	43	^{9.7m} Tc	40	1

43	^{98}Tc	8×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	43	^{98}Tc	0.8	0.7
43	^{99}Tc	40	9×10^{-1}	1×10^4	1×10^7	43	^{99}Tc	40	0.9
43	^{99m}Tc	10	4	1×10^2	1×10^7	43	^{99m}Tc	10	4
44	^{97}Ru	5	5	1×10^2	1×10^7	44	^{97}Ru	5	5
44	^{103}Ru	2	2	1×10^2	1×10^6	44	^{103}Ru	2	2
44	^{105}Ru	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	44	^{105}Ru	1	0.6
44	^{106}Ru	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	44	^{106}Ru	0.2	0.2
45	^{99}Rh	2	2	1×10^1	1×10^6	45	^{99}Rh	2	2
45	^{101}Rh	4	3	1×10^2	1×10^7	45	^{101}Rh	4	3
45	^{102}Rh	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	45	^{102}Rh	0.5	0.5
45	^{102m}Rh	2	2	1×10^2	1×10^6	45	^{102m}Rh	2	2
45	^{103m}Rh	40	40	1×10^4	1×10^8	45	^{103m}Rh	40	40
45	^{105}Rh	10	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^7	45	^{105}Rh	10	0.8
46	^{103}Pd	40	40	1×10^3	1×10^8	46	^{103}Pd	40	40
46	^{107}Pd	制限なし	制限なし	1×10^5	1×10^8	46	^{107}Pd	制限なし	制限なし

46	109 Pd	2	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	46	109 Pd	2	0.5
47	105 Ag	2	2	1×10^2	1×10^6	47	105 Ag	2	2
47	108m Ag	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	47	108m Ag	0.7	0.7
47	110m Ag	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	47	110m Ag	0.4	0.4
47	111 Ag	2	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	47	111 Ag	2	0.6
48	109 Cd	30	2	1×10^4	1×10^6	48	109 Cd	30	2
48	113m Cd	40	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	48	113m Cd	40	0.5
48	115 Cd	3	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	48	115 Cd	3	0.4
48	115m Cd	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	48	115m Cd	0.5	0.5
49	111 In	3	3	1×10^2	1×10^6	49	111 In	3	3
49	113m In	4	2	1×10^2	1×10^6	49	113m In	4	2
49	114m In	10	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	49	114m In	10	0.5
49	115m In	7	1	1×10^2	1×10^6	49	115m In	7	1
50	113 Sn	4	2	1×10^3	1×10^7	50	113 Sn	4	2
50	117m Sn	7	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	50	117m Sn	7	0.4
50	119m Sn	40	30	1×10^3	1×10^7	50	119m Sn	40	30

50	^{121m}Sn	40	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7	50	^{121m}Sn	40	0.9
50	^{123}Sn	8×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	50	^{123}Sn	0.8	0.6
50	^{125}Sn	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	50	^{125}Sn	0.4	0.4
50	^{126}Sn	6×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	50	^{126}Sn	0.6	0.4
51	^{122}Sb	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^4	51	^{122}Sb	0.4	0.4
51	^{124}Sb	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	51	^{124}Sb	0.6	0.6
51	^{125}Sb	2	1	1×10^2	1×10^6	51	^{125}Sb	2	1
51	^{126}Sb	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	51	^{126}Sb	0.4	0.4
52	^{121}Te	2	2	1×10^1	1×10^6	52	^{121}Te	2	2
52	^{121m}Te	5	3	1×10^2	1×10^6	52	^{121m}Te	5	3
52	^{123m}Te	8	1	1×10^2	1×10^7	52	^{123m}Te	8	1
52	^{125m}Te	20	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7	52	^{125m}Te	20	0.9
52	^{127}Te	20	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	52	^{127}Te	20	0.7
52	^{127m}Te	20	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7	52	^{127m}Te	20	0.5
52	^{129}Te	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	52	^{129}Te	0.7	0.6

52	^{1 2 9 m} T e	8 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ³	1 × 10 ⁶	52	^{1 2 9 m} T e	0.8	0.4
52	^{1 3 1 m} T e	7 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	52	^{1 3 1 m} T e	0.7	0.5
52	^{1 3 2} T e	5 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁷	52	^{1 3 2} T e	0.5	0.4
53	^{1 2 3} I	6	3	1 × 10 ²	1 × 10 ⁷	53	^{1 2 3} I	6	3
53	^{1 2 4} I	1	1	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	53	^{1 2 4} I	1	1
53	^{1 2 5} I	20	3	1 × 10 ³	1 × 10 ⁶	53	^{1 2 5} I	20	3
53	^{1 2 6} I	2	1	1 × 10 ²	1 × 10 ⁶	53	^{1 2 6} I	2	1
53	^{1 2 9} I	制限なし	制限なし	1 × 10 ²	1 × 10 ⁵	53	^{1 2 9} I	制限なし	制限なし
53	^{1 3 1} I	3	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁶	53	^{1 3 1} I	3	0.7
53	^{1 3 2} I	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁵	53	^{1 3 2} I	0.4	0.4
53	^{1 3 3} I	7 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	53	^{1 3 3} I	0.7	0.6
53	^{1 3 4} I	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁵	53	^{1 3 4} I	0.3	0.3
53	^{1 3 5} I	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	53	^{1 3 5} I	0.6	0.6
54	^{1 2 2} X e	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁹	54	^{1 2 2} X e	0.4	0.4
54	^{1 2 3} X e	2	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁹	54	^{1 2 3} X e	2	0.7
54	^{1 2 7} X e	4	2	1 × 10 ³	1 × 10 ⁵	54	^{1 2 7} X e	4	2

54	^{131m}Xe	40	40	1×10^4	1×10^4	54	^{131m}Xe	40	40
54	^{133}Xe	20	10	1×10^3	1×10^4	54	^{133}Xe	20	10
54	^{135}Xe	3	2	1×10^3	1×10^{10}	54	^{135}Xe	3	2
55	^{129}Cs	4	4	1×10^2	1×10^5	55	^{129}Cs	4	4
55	^{131}Cs	30	30	1×10^3	1×10^6	55	^{131}Cs	30	30
55	^{132}Cs	1	1	1×10^1	1×10^5	55	^{132}Cs	1	1
55	^{134}Cs	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^4	55	^{134}Cs	0.7	0.7
55	^{134m}Cs	40	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^5	55	^{134m}Cs	40	0.6
55	^{135}Cs	40	1	1×10^4	1×10^7	55	^{135}Cs	40	1
55	^{136}Cs	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	55	^{136}Cs	0.5	0.5
55	^{137}Cs	2	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^4	55	^{137}Cs	2	0.6
56	^{131}Ba	2	2	1×10^2	1×10^6	56	^{131}Ba	2	2
56	^{133}Ba	3	3	1×10^2	1×10^6	56	^{133}Ba	3	3
56	^{133m}Ba	20	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	56	^{133m}Ba	20	0.6
56	^{135m}Ba	20	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6				

56	¹⁴⁰ Ba	5×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	56	¹⁴⁰ Ba	0.5	0.3
57	¹³⁷ La	30	6	1×10^3	1×10^7	57	¹³⁷ La	30	6
57	¹⁴⁰ La	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	57	¹⁴⁰ La	0.4	0.4
58	¹³⁹ Ce	7	2	1×10^2	1×10^6	58	¹³⁹ Ce	7	2
58	¹⁴¹ Ce	20	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^7	58	¹⁴¹ Ce	20	0.6
58	¹⁴³ Ce	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	58	¹⁴³ Ce	0.9	0.6
58	¹⁴⁴ Ce	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	58	¹⁴⁴ Ce	0.2	0.2
59	¹⁴² Pr	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	59	¹⁴² Pr	0.4	0.4
59	¹⁴³ Pr	3	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6	59	¹⁴³ Pr	3	0.6
60	¹⁴⁷ Nd	6	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	60	¹⁴⁷ Nd	6	0.6
60	¹⁴⁹ Nd	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	60	¹⁴⁹ Nd	0.6	0.5
61	¹⁴³ Pm	3	3	1×10^2	1×10^6	61	¹⁴³ Pm	3	3
61	¹⁴⁴ Pm	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	61	¹⁴⁴ Pm	0.7	0.7
61	¹⁴⁵ Pm	30	10	1×10^3	1×10^7	61	¹⁴⁵ Pm	30	10
61	¹⁴⁷ Pm	40	2	1×10^4	1×10^7	61	¹⁴⁷ Pm	40	2
61	^{148m} Pm	8×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	61	^{148m} Pm	0.8	0.7

61	^{149}Pm	2	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	61	^{149}Pm	2		0.6
61	^{151}Pm	2	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	61	^{151}Pm	2		0.6
62	^{145}Sm	10	10	1×10^2	1×10^7	62	^{145}Sm	10		10
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4	62	^{147}Sm	制限なし	制限なし	
62	^{151}Sm	40	10	1×10^4	1×10^8	62	^{151}Sm	40		10
62	^{153}Sm	9	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	62	^{153}Sm	9		0.6
63	^{147}Eu	2	2	1×10^2	1×10^6	63	^{147}Eu	2		2
63	^{148}Eu	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	63	^{148}Eu	0.5		0.5
63	^{149}Eu	20	20	1×10^2	1×10^7	63	^{149}Eu	20		20
63	^{150}Eu (短半減期のもの)	2	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	63	^{150}Eu (短半減期のもの)	2		0.7
63	^{150}Eu (長半減期のもの)	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	63	^{150}Eu (長半減期のもの)	0.7		0.7
63	^{152}Eu	1	1	1×10^1	1×10^5	63	^{152}Eu	1		1
63	$^{152\text{m}}\text{Eu}$	8×10^{-1}	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	63	$^{152\text{m}}\text{Eu}$	0.8		0.8

63	^{1 5 4} E U	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	63	^{1 5 4} E U	0.9	0.6
63	^{1 5 5} E U	20	3	1×10^2	1×10^7	63	^{1 5 5} E U	20	3
63	^{1 5 6} E U	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	63	^{1 5 6} E U	0.7	0.7
64	^{1 4 6} G d	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	64	^{1 4 6} G d	0.5	0.5
64	^{1 4 8} G d	20	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4	64	^{1 4 8} G d	20	0.002
64	^{1 5 3} G d	10	9	1×10^2	1×10^7	64	^{1 5 3} G d	10	9
64	^{1 5 9} G d	3	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	64	^{1 5 9} G d	3	0.6
65	^{1 4 9} T b	8×10^{-1}	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	65	^{1 4 9} T b	40	40
65	^{1 5 7} T b	40	40	1×10^4	1×10^7	65	^{1 5 7} T b	40	40
65	^{1 5 8} T b	1	1	1×10^1	1×10^6	65	^{1 5 8} T b	1	1
65	^{1 6 0} T b	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	65	^{1 6 0} T b	1	0.6
65	^{1 6 1} T b	30	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6				
66	^{1 5 9} D y	20	20	1×10^3	1×10^7	66	^{1 5 9} D y	20	20
66	^{1 6 5} D y	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	66	^{1 6 5} D y	0.9	0.6
66	^{1 6 6} D y	9×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	66	^{1 6 6} D y	0.9	0.3
67	^{1 6 6} H o	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^3	1×10^5	67	^{1 6 6} H o	0.4	0.4

67	^{166m} Ho	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	67	^{166m} Ho	0.6	0.5
68	¹⁶⁹ Er	40	1	1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁷	68	¹⁶⁹ Er	40	1
68	¹⁷¹ Er	8 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁶	68	¹⁷¹ Er	0.8	0.5
69	¹⁶⁷ Tm	7	8 × 10 ⁻¹	1 × 10 ²	1 × 10 ⁶	69	¹⁶⁷ Tm	7	0.8
69	¹⁷⁰ Tm	3	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ³	1 × 10 ⁶	69	¹⁷⁰ Tm	3	0.6
69	¹⁷¹ Tm	40	40	1 × 10 ⁴	1 × 10 ⁸	69	¹⁷¹ Tm	40	40
70	¹⁶⁹ Yb	4	1	1 × 10 ²	1 × 10 ⁷	70	¹⁶⁹ Yb	4	1
70	¹⁷⁵ Yb	30	9 × 10 ⁻¹	1 × 10 ³	1 × 10 ⁷	70	¹⁷⁵ Yb	30	0.9
71	¹⁷² Lu	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	71	¹⁷² Lu	0.6	0.6
71	¹⁷³ Lu	8	8	1 × 10 ²	1 × 10 ⁷	71	¹⁷³ Lu	8	8
71	¹⁷⁴ Lu	9	9	1 × 10 ²	1 × 10 ⁷	71	¹⁷⁴ Lu	9	9
71	^{174m} Lu	20	10	1 × 10 ²	1 × 10 ⁷	71	^{174m} Lu	20	10
71	¹⁷⁷ Lu	30	7 × 10 ⁻¹	1 × 10 ³	1 × 10 ⁷	71	¹⁷⁷ Lu	30	0.7
72	¹⁷² Hf	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹	1 × 10 ⁶	72	¹⁷² Hf	0.6	0.6
72	¹⁷⁵ Hf	3	3	1 × 10 ²	1 × 10 ⁶	72	¹⁷⁵ Hf	3	3

72	¹⁸¹ H f	2	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	72	¹⁸¹ H f	2		0.5
72	¹⁸² H f	制限なし	制限なし	1×10^2	1×10^6	72	¹⁸² H f	制限なし	制限なし	
73	¹⁷⁸ T a (長半減 期のもの)	1	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	73	¹⁷⁸ T a (長半減 期のもの)	1		0.8
73	¹⁷⁹ T a	30	30	1×10^3	1×10^7	73	¹⁷⁹ T a	30	30	
73	¹⁸² T a	9×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^4	73	¹⁸² T a	0.9	0.5	
74	¹⁷⁸ W	9	5	1×10^1	1×10^6	74	¹⁷⁸ W	9	5	
74	¹⁸¹ W	30	30	1×10^3	1×10^7	74	¹⁸¹ W	30	30	
74	¹⁸⁵ W	40	8×10^{-1}	1×10^4	1×10^7	74	¹⁸⁵ W	40	0.8	
74	¹⁸⁷ W	2	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	74	¹⁸⁷ W	2	0.6	
74	¹⁸⁸ W	4×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	74	¹⁸⁸ W	0.4	0.3	
75	¹⁸⁴ Re	1	1	1×10^1	1×10^6	75	¹⁸⁴ Re	1	1	
75	^{184m} Re	3	1	1×10^2	1×10^6	75	^{184m} Re	3	1	
75	¹⁸⁶ Re	2	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	75	¹⁸⁶ Re	2	0.6	
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし	1×10^6	1×10^9	75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし	
75	¹⁸⁸ Re	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	75	¹⁸⁸ Re	0.4	0.4	

75	¹⁸⁹ Re	3	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	75	¹⁸⁹ Re	3	0.6
75	Re (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^6	1×10^9	75	Re (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
76	¹⁸⁵ Os	1	1	1×10^1	1×10^6	76	¹⁸⁵ Os	1	1
76	¹⁹¹ Os	10	2	1×10^2	1×10^7	76	¹⁹¹ Os	10	2
76	^{191m} Os	40	30	1×10^3	1×10^7	76	^{191m} Os	40	30
76	¹⁹³ Os	2	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	76	¹⁹³ Os	2	0.6
76	¹⁹⁴ Os	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5	76	¹⁹⁴ Os	0.3	0.3
77	¹⁸⁹ Ir	10	10	1×10^2	1×10^7	77	¹⁸⁹ Ir	10	10
77	¹⁹⁰ Ir	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	77	¹⁹⁰ Ir	0.7	0.7
77	¹⁹² Ir	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^4	77	¹⁹² Ir	1	0.6
77	^{193m} Ir	40	4	1×10^4	1×10^7	77	¹⁹⁴ Ir	0.3	0.3
78	¹⁸⁸ Pt	1	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	78	¹⁸⁸ Pt	1	0.8
78	¹⁹¹ Pt	4	3	1×10^2	1×10^5	78	¹⁹¹ Pt	4	3

78	^{193}Pt	40	40	1×10^4	1×10^7	78	^{193}Pt	40	40
78	$^{193\text{m}}\text{Pt}$	40	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7	78	$^{193\text{m}}\text{Pt}$	40	0.5
78	$^{195\text{m}}\text{Pt}$	10	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	78	$^{195\text{m}}\text{Pt}$	10	0.5
78	^{197}Pt	20	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	78	^{197}Pt	20	0.6
78	$^{197\text{m}}\text{Pt}$	10	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	78	$^{197\text{m}}\text{Pt}$	10	0.6
79	^{193}Au	7	2	1×10^2	1×10^7	79	^{193}Au	7	2
79	^{194}Au	1	1	1×10^1	1×10^6	79	^{194}Au	1	1
79	^{195}Au	10	6	1×10^2	1×10^7	79	^{195}Au	10	6
79	^{198}Au	1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	79	^{198}Au	1	0.6
79	^{199}Au	10	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	79	^{199}Au	10	0.6
80	^{194}Hg	1	1	1×10^1	1×10^6	80	^{194}Hg	1	1
80	$^{195\text{m}}\text{Hg}$	3	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	80	$^{195\text{m}}\text{Hg}$	3	0.7
80	^{197}Hg	20	10	1×10^2	1×10^7	80	^{197}Hg	20	10
80	$^{197\text{m}}\text{Hg}$	10	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6	80	$^{197\text{m}}\text{Hg}$	10	0.4
80	^{203}Hg	5	1	1×10^2	1×10^5	80	^{203}Hg	5	1
81	^{200}Tl	9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	81	^{200}Tl	0.9	0.9

81	2^{01} T I	10	4	1×10^2	1×10^6	81	2^{01} T I	10	4
81	2^{02} T I	2	2	1×10^2	1×10^6	81	2^{02} T I	2	2
81	2^{04} T I	10	7×10^{-1}	1×10^4	1×10^4	81	2^{04} T I	10	0.7
82	2^{01} P b	1	1	1×10^1	1×10^6	82	2^{01} P b	1	1
82	2^{02} P b	40	20	1×10^3	1×10^6	82	2^{02} P b	40	20
82	2^{03} P b	4	3	1×10^2	1×10^6	82	2^{03} P b	4	3
82	2^{05} P b	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7	82	2^{05} P b	制限なし	制限なし
82	2^{10} P b	1	5×10^{-2}	1×10^1	1×10^4	82	2^{10} P b	1	0.05
82	2^{12} P b	7×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	82	2^{12} P b	0.7	0.2
83	2^{05} B i	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	83	2^{05} B i	0.7	0.7
83	2^{06} B i	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	83	2^{06} B i	0.3	0.3
83	2^{07} B i	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	83	2^{07} B i	0.7	0.7
83	2^{10} B i	1	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6	83	2^{10} B i	1	0.6
83	2^{10m} B i	6×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5	83	2^{10m} B i	0.6	0.02
83	2^{12} B i	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^5	83	2^{12} B i	0.7	0.6

84	^{2 1 0} P O	40	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4	84	^{2 1 0} P O	40	0.02
85	^{2 1 1} A t	20	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7	85	^{2 1 1} A t	20	0.5
86	^{2 2 2} R n	3×10^{-1}	4×10^{-3}	1×10^1	1×10^8	86	^{2 2 2} R n	0.3	0.004
88	^{2 2 3} R a	4×10^{-1}	7×10^{-3}	1×10^2	1×10^5	88	^{2 2 3} R a	0.4	0.007
88	^{2 2 4} R a	4×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5	88	^{2 2 4} R a	0.4	0.02
88	^{2 2 5} R a	2×10^{-1}	4×10^{-3}	1×10^2	1×10^5	88	^{2 2 5} R a	0.2	0.004
88	^{2 2 6} R a	2×10^{-1}	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4	88	^{2 2 6} R a	0.2	0.003
88	^{2 2 8} R a	6×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5	88	^{2 2 8} R a	0.6	0.02
89	^{2 2 5} A c	8×10^{-1}	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4	89	^{2 2 5} A c	0.8	0.006
89	^{2 2 7} A c	9×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3	89	^{2 2 7} A c	0.9	0.00009
89	^{2 2 8} A c	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	89	^{2 2 8} A c	0.6	0.5
91	^{2 3 0} P a	2	7×10^{-2}	1×10^1	1×10^6	91	^{2 3 0} P a	2	0.07
91	^{2 3 1} P a	4	4×10^{-4}	1×10^0	1×10^3	91	^{2 3 1} P a	4	0.0004
91	^{2 3 3} P a	5	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^7	91	^{2 3 3} P a	5	0.7
93	^{2 3 5} N p	40	40	1×10^3	1×10^7	93	^{2 3 5} N p	40	40
93	^{2 3 6} N p	20	2	1×10^3	1×10^7	93	^{2 3 6} N p	20	2

93	(短半減期のもの)) ^{2 3 6} N p (長半減期のもの)	9	2×10^{-2}	1×10^{-2}	1×10^5	93	(短半減期のもの)) ^{2 3 6} N p (長半減期のもの)	9	0.02
93	^{2 3 7} N p	20	2×10^{-3}	1×10^0	1×10^3	93	^{2 3 7} N p	20	0.002
93	^{2 3 9} N p	7	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^7	93	^{2 3 9} N p	7	0.4
95	^{2 4 1} A m	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4	95	^{2 4 1} A m	10	0.001
95	^{2 4 2m} A m	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4	95	^{2 4 2m} A m	10	0.001
95	^{2 4 3} A m	5	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3	95	^{2 4 3} A m	5	0.001
96	^{2 4 0} C m	40	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5	96	^{2 4 0} C m	40	0.02
96	^{2 4 1} C m	2	1	1×10^2	1×10^6	96	^{2 4 1} C m	2	1
96	^{2 4 2} C m	40	1×10^{-2}	1×10^2	1×10^5	96	^{2 4 2} C m	40	0.01
96	^{2 4 3} C m	9	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4	96	^{2 4 3} C m	9	0.001
96	^{2 4 4} C m	20	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4	96	^{2 4 4} C m	20	0.002
96	^{2 4 5} C m	9	9×10^{-4}	1×10^0	1×10^3	96	^{2 4 5} C m	9	0.0009
96	^{2 4 6} C m	9	9×10^{-4}	1×10^0	1×10^3	96	^{2 4 6} C m	9	0.0009

96	²⁴⁷ C m	3	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
96	²⁴⁸ C m	2×10^{-2}	3×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
97	²⁴⁷ B k	8	8×10^{-4}	1×10^0	1×10^4
97	²⁴⁹ B k	40	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
98	²⁴⁸ C f	40	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
98	²⁴⁹ C f	3	8×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
98	²⁵⁰ C f	20	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
98	²⁵¹ C f	7	7×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
98	²⁵² C f	1×10^{-1}	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
98	²⁵³ C f	40	4×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
98	²⁵⁴ C f	1×10^{-3}	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3

別表第二（第二条関係）
種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
[略]	[略]	[略]

96	²⁴⁷ C m	3	0.001
96	²⁴⁸ C m	0.02	0.0003
97	²⁴⁷ B k	8	0.0008
97	²⁴⁹ B k	40	0.3
98	²⁴⁸ C f	40	0.006
98	²⁴⁹ C f	3	0.0008
98	²⁵⁰ C f	20	0.002
98	²⁵¹ C f	7	0.0007
98	²⁵² C f	0.1	0.003
98	²⁵³ C f	40	0.04
98	²⁵⁴ C f	0.001	0.001

別表第二（第二条関係）
【同上】

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
[同上]	[同上]	[同上]

一 〔略〕	〔略〕	〔略〕
<p>二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性同位元素が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その物理的半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性同位元素（以下「子孫核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が十日以内である場合</p>	<p>親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>
三 〔略〕	〔略〕	〔略〕
<p>四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性同位元素の物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減</p>	<p>それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>

一 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
<p>二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性同位元素が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その物理的半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性同位元素（以下「娘核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>
三 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
<p>四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性同位元素の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が</p>	<p>それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>

期が十日以内である場合

備考 [略]

別表第三（第一条の二及び第二条関係）
種類が明らかでない放射性同位元素の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性同位元素の数量、放射能濃度及び放射能の量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（ A_1 値） 単位 T B q	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（ A_2 値） 単位 T B q	放射能濃度 単位 B q / g	放射能の量 単位 B q
一 ベータ線又はガンマ線のみの放出する場合	1×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
二 アルファ線を放				

十日以内である場合

備考 [同上]

別表第三（第二条関係）
種類が明らかでない放射性同位元素の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性同位元素の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（ A_1 値） 単位 T B q	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（ A_2 値） 単位 T B q
一 ベータ線又はガンマ線のみの放出する場合	0.1	0.02
二 アルファ線を放出し、かつ、中性子を		

出し、かつ、中性子を放出しない場合	2×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3
三 一及び二に該当しない場合	1×10^{-3}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3

別表第四（第一条の二及び第二条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性同位元素の場合（別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。）の数量、放射能濃度及び放射能の量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区分	数量 単位 T B q	放射能濃度 単位 B q / g	放射能の量 単位 B q
放射性同位元素の種類の一部及び種類別の数量の全部が明らかでない場合	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n の数量	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n の放射能濃度	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n の放射能の量
	$\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n}$	$\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n}$	$\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n}$

放出しない場合	0.2	9×10^{-5}
三 一及び二に該当しない場合	0.001	9×10^{-5}

別表第四（第二条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性同位元素の場合（別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 単位 T B q
放射性同位元素の種類の一部及び種類別の数量の全部が明らかでない場合	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n の数量
	$\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$

	$X_n = 1$	$X_n = 1$	$X_n = 1$
放射性同位元素の種類の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n 及び Y の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} + \frac{Y}{Y} = 1$	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n 及び Y の放射能濃度 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} + \frac{Y}{Y} = 1$	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n 及び Y の放射能の量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} + \frac{Y}{Y} = 1$

備考 X_1, X_2, \dots, X_n は種類及び種類別の数量、放射能濃度又は放射能の量が明らかな各放射性同位元素の数量、放射能濃度又は放射能の量を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ X_1, X_2, \dots, X_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量、放射能濃度又は放射能の量を、 Y は種類又は種類別の数量、放射能濃度又は放射能の量を、 Y は Y に係る各放射性同位元素の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量、放射能濃度又は放射能の量のうち最小のものを、 Y に係る各放射性同位元素の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつては Y に係る各放射性同位元素に対する別表第三に掲げる数量、放射能濃度又は放射能の量を示す。

別表第五 (第一条の二及び第二条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかでない場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量、放射能濃度及び放射能の量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

放射性同位元素の種類の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n 及び Y の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} + \frac{Y}{Y} = 1$
------------------------	---

備考 X_1, X_2, \dots, X_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ X_1, X_2, \dots, X_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 Y は種類又は種類別の数量が明らかなでない放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、 Y は Y に係る放射性同位元素の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、 Y に係る放射性同位元素の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつては Y に係る放射性同位元素に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五 (第二条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかでない場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
-----	-----

区分	数量 (A ₂ 値)	放射能濃度	放射能の量
	単位 T B q	単位 B q / g	単位 B q
放射性同位元素の種類の一部が明らかなる場合	$\frac{f_1 / X_1 + f_2 / 1}{X_2 + \dots + f_n / X_n}$	$\frac{f_1 / X_1 + f_2 / 1}{X_2 + \dots + f_n / X_n}$	$\frac{f_1 / X_1 + f_2 / 1}{X_2 + \dots + f_n / X_n}$
	$\frac{f_1 / X_1 + f_2 / 1}{X_2 + \dots + f_n / X_n}$	$\frac{f_1 / X_1 + f_2 / 1}{X_2 + \dots + f_n / X_n}$	$\frac{f_1 / X_1 + f_2 / 1}{X_2 + \dots + f_n / X_n}$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかなる各放射性同位元素の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量、放射能濃度又は放射能の量を、 f_y は種類が明らかでない放射性同位元素の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量、放射能濃度又は放射能の量を示す。

別表第六 (第二条関係)
種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
-----	-----	-----

区分	数量 (A ₂ 値)
放射性同位元素の種類の一部が明らかなる場合	単位 T B q
	$\frac{1}{\frac{f_1 / X_1 + f_2 / X_2 + \dots + f_n / X_n}{X_n}}$
放射性同位元素の種類の一部が明らかなる場合	$\frac{1}{\frac{f_1 / X_1 + f_2 / X_2 + \dots + f_n / X_n}{X_n + f_y / Y}}$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかなる各放射性同位元素の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量 (テラベクレル) を、 f_y は種類が明らかでない放射性同位元素の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量 (テラベクレル) を示す。

別表第六 (第二条関係)
種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
-----	-----	-----

【略】	【略】	【略】
その系列の子孫核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	【略】	【略】

備考 【略】

別記様式第1 号

別記様式第1 (第1条の2関係)

整理番号(注)

放射性同位元素等の免除濃度 免除量 に係る承認申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第1条の2第2項の

【同上】	【同上】	【同上】
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	【同上】	【同上】

備考 【同上】

別記様式第1 (第4条関係) LSA に係る濃度試験
 規程の次に付田間試験やかんじ。

【様式を加える。】

規定により放射性同位元素等の免除濃度に係る承認を申請します。

放射性同位元素等の種類及び性状	
承認を受けようとする濃度又は放射能の量	

- 注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第2（第1条の2関係）

整理番号（注）		
製品に含まれる放射性同位元素に係る承認申請書		
原子力規制委員会 殿		
住所		
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
年 月 日		

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第1条の2第3項の規定により製品に含まれる放射性同位元素に係る承認を申請します。

〔様式を加える。〕

製品に含まれる放射性同位元素の種類及び性状	
製品の重量、外形寸法、外觀及び設計仕様	

- 注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第3（第2条関係）

整理番号（注1）		
特別形放射性同位元素等設計承認申請書		
年 月 日		
原子力規制委員会 殿		
住 所		
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第2条第2項の規定により特別形放射性同位元素等の設計承認を申請します。		
特別形放射性同位元素等の名称		
特別形放射性同位元素等の種類（注2）		

〔様式を加える。〕

特別形放射性同位元素等	核種	
	数量	
	外形寸法	
	重量	
	物理的状态 (注 3)	
	化学形等 (注 4)	
その他特記事項		

- 注
- 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 - 2 「特別形放射性同位元素等の種類」 容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセルの別を記載すること。
 - 3 「物理的状态」 気体、液体等の状態を記載すること。
 - 4 「化学形等」 原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。
- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 この申請書の提出部数は、1 通とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 4 (第 2 条関係)

整理番号 (注)		
特別形放射性同位元素等設計変更承認申請書		

[様式を加える。]

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の
氏名）

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第2条第2項の規定により特別形放射性同位元素等の設計変更承認を申請します。

特別形放射性同位元素等の名称	
特別形放射性同位元素等設計承認番号	
変 更 の 内 訳	
変 更 の 理 由	

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第5（第2条関係）

整理番号（注）		
---------	--	--

特別形放射性同位元素等設計承認書有効期間更新申請書
年 月 日

原子力規制委員会 殿

〔様式を加える。〕

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第2条第5項の規定により特別形放射性同位元素等の設計承認書有効期間更新を申請します。

特別形放射性同位元素等の名称	
特別形放射性同位元素等設計承認番号	
特別形放射性同位元素等設計承認書に記載された有効期間	
更新の理由	

- 注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第6（第2条関係）

整理番号（注）		
---------	--	--

特別形放射性同位元素等設計承認書記載事項変更届
年 月 日

原子力規制委員会 殿

〔様式を加える。〕

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の
氏名）

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第2条第7項の規定により特別形放射性同位元素等の設計承認書記載事項変更を届け出ます。

特別形放射性同位元素等の名称	
特別形放射性同位元素等設計承認番号	
変更前	
変更後	
変更の年月日	
変更の理由	

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届書の提出部数は、1通とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第7（第2条関係）

整理番号（注）		
---------	--	--

〔様式を加える。〕

特別形放射性同位元素等設計承認書廃止届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の
氏名）

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第2条第8項の規定により特別形放射性同位元素等の設計承認書廃止を届け出ます。

特別形放射性同位元素等の名称	
特別形放射性同位元素等設計承認番号	
廃 止 の 年 月 日	
廃 止 の 理 由	

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この届書の提出部数は、1通とすること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第8（第2条関係）

整理番号（注）		
放射性同位元素等の数量に係る承認申請書		

〔様式を加える。〕

(第二条第一項第一号の表下欄に規定する別表第二の第二欄又は第三欄に掲げる数量についての承認)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第2条第9項の規定により放射性同位元素等の数量に係る承認を申請します。

放射性同位元素等の種類及び性状	
承認を受けようとする数量	

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第9 (第25条関係)

[略]		
[略]	放射性輸送物設計承認申請書	

別記様式第1 (第25条関係)

[同上]		
[同上]	放射性輸送物設計承認申請書	

<p>同位元素等の仕様が放射性的に適合する</p> <p>(注4)</p>	<p>[略]</p>
<p>密封の状態(注7)</p>	
<p>[略]</p> <p>容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項</p>	
<p>その他の特記事項</p>	
<p>[略]</p> <p>別記様式第10(第25条関係)</p> <p>別記様式第11(第25条関係)</p> <p>別記様式第12(第25条関係)</p> <p>別記様式第13(第25条関係)</p>	
<p>同位元素等の仕様が放射性的に適合する</p> <p>(注4)</p>	<p>[同上]</p>
<p>密封の状態(注7)</p>	
<p>[同上]</p> <p>[同上]</p>	
<p>[新設]</p>	
<p>[同上]</p> <p>別記様式第2(第25条関係)</p> <p>別記様式第3(第25条関係)</p> <p>別記様式第4(第25条関係)</p> <p>別記様式第5(第25条関係)</p>	
<p>備考 表中の「」の記号を付記しない。</p>	

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイドの一部改正について

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド(原規規発第2002264号)の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続ガイド 新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1.2. 関連法規等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。） ● 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。） ● 实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。） ● 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。） ● <u>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「外運搬告示」という。）</u> <p>2.2. 容器承認申請</p> <p>法第59条第3項の規定に基づく輸送容器についての承認の申請については、外運搬規則第21条第1項から第3項までによるもののほか、以下によること。</p> <p>（略）</p> <p>外運搬規則第21条第2項の規定の適用を受け外運搬告示第41条</p>	<p>1.2. 関連法規等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。） ● 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。） ● 实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。） ● 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。） ● <u>平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示。以下「外運搬告示」という。）</u> <p>2.2. 容器承認申請</p> <p>法第59条第3項の規定に基づく輸送容器についての承認の申請については、外運搬規則第21条第1項から第3項までによるもののほか、以下によること。</p> <p>（略）</p> <p>外運搬規則第21条第2項の規定の適用を受け外運搬告示第41条</p>

第 2 項の規定に基づく核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、外運搬規則別記様式第 3 中「7 その他特記事項」において、当該核燃料輸送物設計承認書に係る核燃料輸送物設計承認番号を記載するとともに、当該核燃料輸送物設計承認書の写し（外運搬告示第 41 条第 6 項の規定に基づき核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書を提出した場合にあっては、その写しを含む。）を外運搬規則第 21 条第 1 項に規定する容器承認申請書に添付すること。

兼用キャスク（設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 41 号に規定する兼用キャスクをいう。以下同じ。）に係る容器承認の申請を行った場合において、当該兼用キャスクに係る法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づく設計及び工事の計画の認可（法第 43 条の 3 の 9 第 2 項の規定に基づく認可を受けた場合は、その認可を含む。）を受けたときは、当該認可を受けたことを証する書類の写しを当該兼用キャスクの製作前に提出すること。

2.3. 核燃料輸送物設計承認申請

外運搬規則第 21 条第 2 項の規定に基づく核燃料輸送物設計承認の申請については、外運搬告示第 41 条第 1 項によるもののほか、以下によること。

外運搬告示別記様式第 13 中「4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量」においては、収納物の重量について

第 2 項の規定に基づく核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、当該核燃料輸送物設計承認書の写し（外運搬告示第 41 条第 6 項の規定に基づき核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書を提出した場合にあっては、その写しを含む。）を外運搬規則第 21 条第 1 項に規定する容器承認申請書に添付すること。

発電用原子炉施設を設置する工場又は事業所における貯蔵を行おうとする兼用キャスク（設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 41 号に規定する兼用キャスクをいう。）に係る容器承認の申請を行った場合において、当該兼用キャスクに係る法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づく設計及び工事の計画の認可（法第 43 条の 3 の 9 第 2 項の規定に基づく認可を受けた場合は、その認可を含む。）を受けたときは、当該認可を受けたことを証する書類の写しを当該兼用キャスクの製作前に提出すること。

2.3. 核燃料輸送物設計承認申請

外運搬規則第 21 条第 2 項の規定に基づく核燃料輸送物設計承認の申請については、外運搬告示第 41 条第 1 項によるもののほか、以下によること。

外運搬告示別記様式第 8 中「6 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項」においては、臨界解析において浸水を仮定して

も記載し、「8 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項」においては、臨界解析において浸水を仮定している領域及び当該領域内部において収納物の臨界安全の維持に係る構成を説明し、「9 収納物の密封性に関する事項」においては、輸送容器の密封境界の構成を説明すること。兼用キャスクにあっては、同様式中「11 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項」において、貯蔵開始から運搬に至る予定期間（以下「貯蔵予定期間」という。）における経年変化を考慮した輸送容器の保守や核燃料輸送物の取扱いを説明するとともに、「13 その他特記事項」において、貯蔵予定期間における当該兼用キャスクに係る外運搬規則等に規定する技術上の基準の変更への対応や新たな技術的知見の保安措置への反映の方法を説明すること。また、「2 輸送容器の外形寸法、重量及び主要材料」においては、同様式注1の規定に基づき輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付するほか、同様式に添付する外運搬規則第21条第1項第2号に掲げる書類に記載された主要な図面の番号を記載すること。

・ (略)

2.5. その他の事項

外運搬告示第3条第2項の規定に基づく特別形核燃料物質等の設計に係る承認申請に当たり、同条第1項第1号の表上欄口ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同条第2項の

いる領域及び当該領域内部において収納物の臨界安全の維持に係る構成を説明し、「7 収納物の密封性に関する事項」においては、輸送容器の密封境界の構成を説明すること。また、「2 輸送容器の外形寸法、重量及び主要材料」においては、同様式注1の規定に基づき輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付するほか、同様式に添付する外運搬規則第21条第1項第2号に掲げる書類に記載された主要な図面の番号を記載すること。

・ (略)

2.5. その他の事項

外運搬告示第3条第2項の規定に基づく特別形核燃料物質等の適用基準に係る承認申請に当たり、外運搬告示別記様式第1の「3 適用しようとする試験」は、例えば以下のように適用しようとする

「当該カプセル等の設計が同欄イ及びロの基準に適合することを説明する書類」は、例えば以下のように適用しようとする基準を記載すること。

- (a) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO 2919:2012「放射線防護-放射線源-一般要件と分類」に定められたクラス4 衝撃試験(200g未満のもの。)又はクラス5 衝撃試験(500g未満のもの。)
- (b) 加熱試験に代えて、ISO 2919:2012「放射線防護-放射線源-一般要件と分類」に定められたクラス6 温度試験

外運搬告示第21条第2項の規定に基づくIP-2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請に当たり、外運搬告示別記様式第9の「3 適用しようとする条件」は、例えば以下のように適用しようとする条件を記載すること。

(略)

外運搬告示第22条の2第1項及び同条第2項の規定に基づくIP型輸送物の同等基準に係る承認申請に当たり、外運搬告示別記様式第10の「3 適用しようとする基準」は、例えば以下のように適用しようとする基準を記載すること。

- .(略)
- . コンテナの場合

る基準を記載すること。

- (a) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO 2919:1999「放射線防護-放射線源-一般要件と分類」に定められたクラス4 衝撃試験(200g未満のもの。)又はクラス5 衝撃試験(500g未満のもの。)
- (b) 加熱試験に代えて、ISO 2919:1999「放射線防護-放射線源-一般要件と分類」に定められたクラス6 温度試験

外運搬告示第21条第2項の規定に基づくIP-2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請に当たり、外運搬告示別記様式第4の「3 適用しようとする条件」は、例えば以下のように適用しようとする条件を記載すること。

(略)

外運搬告示第22条の2第1項及び同条第2項の規定に基づくIP型輸送物の同等基準に係る承認申請に当たり、外運搬告示別記様式第5の「3 適用しようとする基準」は、例えば以下のように適用しようとする基準を記載すること。

- .(略)
- . コンテナの場合

ISO1496-1:2013「シリーズ1 輸送コンテナ-仕様及び試験-第1部：一般貨物コンテナ」に定められた要件に、寸法及び最大総重量を除き適合し、かつ、該当ISO規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、表面における線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

ISO1496-1:1990「シリーズ1 輸送コンテナ-仕様及び試験-第1部：一般貨物コンテナ」に定められた要件に、寸法及び最大総重量を除き適合し、かつ、該当ISO規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、表面における線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

外運報告示第4条第1項の規定に基づく特別措置に係る承認の申請に当たり、核燃料物質等によって表面が汚染されたもので、外運搬規則第3条に規定する核燃料輸送物として運搬することができない大型の物体であって、かつ、全ての開口部又は配管その他の貫通部について放射性物質の漏えいを防止するための措置が講じられているもの(以下「輸送物体」という。)を運搬する場合には、外運搬告示別記様式第12の「1 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状」に以下を記載すること。

(新設)

- (a) 輸送物体の基本設計に係る外形図、断面図及び材料表等を用いた説明
- (b) 輸送物体の接近できる表面の非固定性汚染の状態の情報(汚染密度の計測方法、放射性物質等の情報を含む。(c)において同じ。)
- (c) 輸送物体のその他の汚染の状態の情報
- (d) 輸送物体を核燃料輸送物とみなした場合のIP-2型輸送物に係る技術上の基準への適合状況の説明(外運搬告示別記第

3 第 1 号ロ の条件に係るものを除く。)

別記第 2 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書（外運搬規則第 21 条第 1 項第 2 号及び外運搬告示第 41 条第 1 項）の記載要領

項 目		内 容
(イ)章	核燃料輸送物の説明	(略)
(イ) - A	目的及び条件	核燃料輸送物の使用目的、輸送容器の型名、使用予定年数、 <u>輸送容器の使用予定回数、兼用キャスクの場合は貯蔵予定期間</u> 、核分裂性物質の場合はその旨及び輸送指数等の総括的事項について記載する。
(イ) - B ~ D	(略)	(略)
(ロ)章	核燃料輸送物の安全解析	安全解析の概要について記載する。
(ロ) - A ~ D	(略)	(略)
(ロ) - E	臨界解析	
E.1~	(略)	(略)

別記第 2 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書（外運搬規則第 21 条第 1 項第 2 号及び外運搬告示第 41 条第 1 項）の記載要領

項 目		内 容
(イ)章	核燃料輸送物の説明	(略)
(イ) - A	目的及び条件	核燃料輸送物の使用目的、輸送容器の型名、核分裂性物質の場合はその旨及び輸送指数等の総括的事項について記載する。
(イ) - B ~ D	(略)	(略)
(ロ)章	核燃料輸送物の安全解析	安全解析の概要について記載する。
(ロ) - A ~ D	(略)	(略)
(ロ) - E	臨界解析	
E.1~	(略)	(略)

E . 4 . 1			E . 4 . 1		
E . 4 . 2	核燃料輸送物への水の浸入等	核燃料輸送物への水の浸入又は核燃料輸送物からの水の漏出、核燃料輸送物の配列変化による接近、収納物の再配列、水（又は雪）中への浸漬、温度変化等の核的安全に与える影響について記載する。	E . 4 . 2	核燃料輸送物への水の浸入等	核燃料輸送物への水の浸入又は核燃料輸送物からの水の漏出、核燃料輸送物の配列変化による接近、収納物の再配列、水（又は雪）中への浸漬、温度変化等の核的安全に与える影響について記載する。
		<u>外運搬告示第 25 条第 1 号の「浸水及び漏水を防止する特別な措置」を説明するときは、当該措置に係る品質管理及び取扱いに関して、外運搬告示第 41 条第 1 項の輸送容器に係る品質管理の方法等（設計に係るものに限る。）に関する説明書及び「(ハ)</u>			
		<u>- A 核燃料輸送物の取扱方法」の該当部分を示すこと。また、ウラン 235 の濃縮度が 5%以下の六ふっ化ウランのみが収納されている核燃料輸送物にあっては、当該核燃料輸送物を核分裂性輸送物に係る特別の試験条</u>			

		<p>件の下に置いた場合に、弁及び栓に損傷がなく、放射性物質の漏えいがないことを説明すること。上記以外の核燃料輸送物にあつては、当該核燃料輸送物を核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いた後、当該核燃料輸送物の二重以上の密封装置が破損のない状態で保たれていることを説明すること。</p>			
E . 4.3 ~ E . 6 (D) - F	(略)	(略)	E . 4.3 ~ E . 6 (新設)	(略)	(略)
F . 1	核燃料輸送物の経年変化の考慮 考慮すべき経年変化要因	核燃料輸送物について、使用を予定する期間中に想定される使用状況及びそれに伴う経年変化の要因について説明する。	(新設)	(新設)	(新設)
F . 2	安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価	核燃料輸送物を構成する部材について、安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価の	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>結果を記載する。</u>			
F.3	<u>安全解析における経年変化の考慮内容</u>	<u>安全解析における経年変化の考慮が必要とされた部材について、安全解析における経年変化の考慮の方法、同解析へ反映した経年変化の影響等を説明する。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(ロ) - G (ハ)章	(略) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱い方法	(略) 核燃料輸送物の <u>安全設計</u> (経年変化の考慮を含む。)に合致した輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱い方法を記載する。なお、兼用キャスクにあつては、当該施設における貯蔵のために講ずる措置と事業所外運搬のために講ずる措置をそれぞれ明示すること。	(ロ) - E (ハ)章	(略) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱い方法	(略) 核燃料輸送物の <u>安全設計</u> に合致した標準的な取扱い方法について記載するとともに、保守条件を記載する。
(ハ) - A	核燃料輸送物の取扱い方法	(略)	(ハ) - A	核燃料輸送物の取扱い方法	(略)
A.1~	(略)	(略)	A.1~	(略)	(略)

A.4		
(八) - B	(略)	(略)
(二)章	(略)	(略)
参考	(略)	(略)

A.4		
(八) - B	(略)	(略)
(二)章	(略)	(略)
参考	(略)	(略)

備考 外運搬規則及び外運搬告示に定める技術基準への適合性の評価の記載例

備考 外運搬規則及び外運搬告示に定める技術基準への適合性の評価の記載例

外運搬規則の項目	外運搬告示の項目	説明 ^{注1) 注2)}	申請書記載対応項目
第11条 第1号イ	第24条 別記第11	<u>核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に輸送物を置くこととした場合、当該条件はB型輸送物に係る一般の試験条件と同等である。外運搬規則第6条第2号の技術上の基準への適合性の評価において上部及び下部緩衝体に最大 60mm</u>	(□) - E.1 (□) - A.9.1

外運搬規則の項目	外運搬告示の項目	説明	申請書記載対応項目
第11条 第1項第1号 (イ)	第24条 別記第11	<u>本輸送物は、一般の試験条件下においても以下の要件を満足している。本輸送物は構造解析の結果及び容器の構造部に一辺10cmの立方体を包含するようなくぼみを生じることはない。</u>	(□) - E.1 (□) - A.9.1

		<u>程度の変形が生じるのみであることを確認している。したがって、輸送容器の外表面に一辺10cmの立方体を包含するようなくぼみを生じることはない。</u>					
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・

注1 「説明」に関し、以下の事項について簡潔に記載すること。

定量的評価の結果をもって説明する場合

- 1) 評価の概要（評価の解析対象と前提条件）
- 2) 評価に保守性を持たせるために仮定した事項
- 3) 評価方法（解析コード又は物理的公式等）
- 4) 評価の結果と導出される結論

・ 技術上の基準への適合性を説明する場合

線量当量率が基準を下回る、収納物が臨界に達しない、放射性物質の放出量が漏えい基準を下回る等、技術上の基準に適合していることを示す記載とすること

（新設）

・一般及び特別の試験条件の下に置いた輸送物の状態を説明する場合

蓋及び胴のシール部の健全性は維持される等、技術上の基準への適合性の説明を行うために必要な輸送物の状態を記載すること

輸送物の材質・構造をもって技術上の基準への適合性を説明する場合

の1)及び4)の事項

注2 既に承認を受けた設計を変更する場合、技術上の基準への適合性又は一般及び特別の試験条件の下に置いた輸送物の状態に (新設)

関し、以下の事項について簡潔に記載すること。

技術上の基準への適合性又は一般及び特別の試験条件の下に置いた輸送物の状態の評価の前提条件に設計変更した事項が含まれない場合

1) 既存の設計における前提条件に設計変更した事項が含まれないこと

2) 既存の設計における評価結果

3) 設計変更により評価結果に影響しないこと

設計変更した事項が前提条件に含まれるが、既存の設計における評価結果に影響しない場合

1) 既存の設計における前提条件に設計変更した事項が含まれること

2) 既存の設計における評価結果

3) 設計変更した事項が既存の設計の評価結果に影響しないこと

上記のいずれにも当てはまらない場合又は評価の方法を変更した場合

1) 既存の設計における評価の概要 (評価の解析対象と前提条件)

2) 設計変更した事項に対する注1の 又は の事項

別記第5 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書(外運搬規則第21条第1項第5号)の記載要領

項 目		内 容
(1)章	輸送容器の性能維持に関する説明	輸送容器の完成後から容器承認時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す <u>事項</u> (<u>経年変化の影響とその対応を含む。</u>)を説明する。

別記第5 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書(外運搬規則第21条第1項第5号)の記載要領

項 目		内 容
(1)章	輸送容器の性能維持に関する説明	輸送容器の完成後から容器承認時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す <u>事項</u> を説明する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1311275 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和 3 年 1 月 1 日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【その他】				【その他】			
外運搬規則第21条第2項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、 <u>外運搬規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。</u>	6	外運搬規則第21条第2項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、 <u>同規則第3条から第12条まで及び第14条並びに外運搬告示に規定されている。</u>	6
外運搬告示第3条第1項第1号の上欄	特別形核燃料物質等の設計の承認	基準は、 <u>外運搬告示第3条第1項第1号の上欄イ及びロに規定されている。</u>	<u>6</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
外運搬告示第3条第1項第1号の下欄	外運搬告示別表第2の第2欄又は第3欄に掲げる数量の承認	基準は、 <u>外運搬告示別表第2に規定されている。</u>	<u>6</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1～5	(略)			1～5	(略)		

<p>6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動する等の理由により設定しない。</p> <p>7：（略）</p>	<p>6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動する等の理由により設定しない。</p> <p>7：（略）</p>
--	--

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 130326013 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和 3 年 1 月 1 日）から施行する。

別表 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第18条第2項(第25条の5の規定により適用する場合を含む。)	運搬物に関する確認(原子力規制委員会が行う場合)	基準は、第18条第1項、規則第18条の2、第18条の3、第18条の6及び第18条の7(第18条の6及び第18条の7については、第24条の2の4の規定により適用する場合を含む。)並びに放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号。以下「 <u>外運搬告示</u> 」という。)第11条から第17条までに規定されている。	60日間	第18条第2項(第25条の5の規定により適用する場合を含む。)	運搬物に関する確認(原子力規制委員会が行う場合)	基準は、第18条第1項、規則第18条の2、第18条の3、第18条の6、 <u>第18条の7及び第24条の2の4並びに放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号)第11条から第17条までに規定されている。</u>	60日間

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第18条第3項(第25条の5の規定により適用する場合を含む。)	運搬容器の承認	基準は、規則第18条の2から第18条の12まで(第18条の5から第18条の7まで及び第18条の12については、第24条の2の4の規定により適用する場合を含む。)及び外運搬告示に規定されている。	60日間	第18条第3項(第25条の5の規定により適用する場合を含む。)	運搬容器の承認	基準は、規則第18条の3から第18条の12までに規定されている。	60日間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第41条の46において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録更新	基準は、第41条の42及び第41条の46において読み替えて準用する第40条に規定されている。	30日間	第41条の46において読み替えて準用する第41条の2第1項	登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録更新	基準は、第41条の42及び第41条の46において読み替えて準用する第40条に規定されている。	30日間
【その他】				(新設)			

<p>規則第 18条 の17 第4項 (第2 4条の 2の7 の規定 により 適用す る場合 を含む。)</p>	<p>放射性輸送物の設 計の承認</p>	<p>基準は、規則第18条の 2から第18条の12ま で(第18条の5から第 18条の7まで及び第1 8条の12については、 第24条の2の4の規定 により適用する場合を含 む。)及び外運搬告示に 規定されている。</p>	<p>60日間</p>	<p>(新 設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>外運搬 告示第 1条の 2第1 項第1 号た だし書 及び第 2号た だし書</p>	<p>放射性同位元素等 の免除濃度及び免 除量の承認</p>	<p>注2</p>	<p>注1</p>	<p>(新 設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

外運搬 告示第 1条の 2第1 項第4 号	製品に含まれる放 射性同位元素の承 認	注2	注1	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)
外運搬 告示第 2条第 1項第 1号の 表上欄	特別形放射性同位 元素等の設計の承 認	基準は、外運搬告示第2 条第1項第1号の表上欄 イ及びロに規定されてい る。	注1	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)
外運搬 告示第 2条第 1項第 1号の 表下欄	外運搬告示別表第 2の第2欄又は第 3欄に掲げる数量 の承認	基準は、外運搬告示別表 第2に規定されている。	注1	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)
注1：申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。 注2：具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。				注1：申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。 注2：具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。			

核燃料輸送物及び放射性輸送物に係る経年変化の考慮について

令和 2 年 11 月 18 日
原子力規制庁

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「RI 施行規則」という。）の一部改正により令和 3 年 1 月 1 日から施行予定の外運搬規則第 3 条第 2 項、第 11 条、第 12 条第 1 項及び同条第 2 項並びに RI 施行規則第 18 条の 3 第 3 項及び第 24 条の 2 の 4 第 2 項における「輸送物の経年変化を考慮」¹の具体的内容は次のとおり。

なお、以下の 1. の考え方及び 2. の参考例は核燃料輸送物を前提とした記載ではあるが、RI 施行規則においても同様であり、「外運搬規則」を「RI 施行規則」、「核燃料輸送物」を「放射性輸送物」、「原子力事業者等」を「許可届出使用者等」と読み替えて運用するものとする。また、2. の（例 3）「収納物を容器に長期間収納し、その後輸送するもの（貯蔵後輸送）」は放射性輸送物では想定されない。

1. 「輸送物の経年変化を考慮」の考え方

外運搬規則で経年変化の考慮対象となる「核燃料輸送物」とは、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が容器に収納されているもの」²、すなわち、「容器」と「容器に収納された物」（以下「収納物」という。）である。輸送物に係る経年変化の考慮は、原子力事業者等により、次の 3 つのステップにより実施されると考えられる。使用状況³に応じた経年変化の有無の評価（ステップ 1）、物理的・化学的性状の考慮による基準適合性への影響の評価（ステップ 2）、基準適合性を満足するための対策の実施（ステップ 3）。具体的には、以下のとおりステップ毎の評価・対応をとれば足りると考えられる。

- ・ ステップ 1 として、容器及び収納物について、使用状況に応じた経年変化を考慮し、経年変化が想定される場合はステップ 2 へと進む。なお、容器を複数回使用せず、収納物の収納期間が数日程度の輸送の場合等、使用状況に応じた経年変化が想定されない容器及び収納物については、それ以上の対応は必要無い。

¹ RI 施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 5 号の「経年変化を考慮」も含む。

² 外運搬規則第 1 条第 3 号。RI 施行規則では、第 18 条の 3 第 1 項において「放射性輸送物（放射性同位元素が容器に収納され、又は包装されているものをいう。）」と規定している。

³ 使用状況とは、容器の使用回数や収納物が容器に収納され輸送又は貯蔵されている期間等をいう。

- ・ ステップ2に進んだ容器及び収納物については、それらの物理的・化学的性状に応じた経年変化を考慮し、基準適合性に影響する経年変化が想定される場合はステップ3へ進む。なお、容器及び収納物の物理的・化学的性状が安定している等、基準適合性に影響する経年変化が想定されない場合は、それ以上の対応は必要無い。
- ・ ステップ3に進んだものについては、経年変化を考慮して、輸送物が技術上の基準に適合するよう対策を講じる。

2. 「輸送物の経年変化を考慮」の参考例

使用状況並びに容器及び収納物の物理的・化学的性状を踏まえた「輸送物の経年変化を考慮」の例を参考として示す。

なお、実際には、各々の輸送物の使用状況並びに容器及び収納物の物理的・化学的性状を踏まえて、1.の考え方に沿って原子力事業者等が検討するものである。

(例1)

ステップ1 使用状況に応じた経年変化の考慮

使用状況	ステップ2の要否	
	容器	収納物
容器を複数回使用せず、収納物の収納期間が数日程度の輸送に限られるもの	不要	不要

これ以上の経年変化の対応は不要

(例2)

ステップ1 使用状況に応じた経年変化の考慮

使用状況	ステップ2の要否	
	容器	収納物
容器を複数回使用し、収納物の収納期間が数日程度の輸送に限られるもの	要	不要

ステップ2 容器及び収納物の物理的・化学的性状に応じた経年変化の考慮

容器及び収納物の物理的・化学的性状	ステップ3の要否	
	容器	収納物
容器の物理的・化学的性状が安定しており、基準適合性に影響する経年変化が想定されないもの。	不要	-

これ以上の経年変化の対応は不要

(例3)

ステップ1 使用状況に応じた経年変化の考慮

使用状況	ステップ2の要否	
	容器	収納物
収納物を容器に長期間収納し、その後輸送するもの (貯蔵後輸送)	要	要

ステップ2 容器及び収納物の物理的・化学的性状に応じた経年変化の考慮

容器及び収納物の物理的・化学的性状	ステップ3の要否	
	容器	収納物
収納物から放出される放射線及び熱等による容器並びに収納物の経年変化が基準適合性に影響を与えると想定されるもの。	要	要

ステップ3 経年変化に対する対策

経年変化を考慮して、輸送物が技術上の基準に適合するよう対策を行う。

(令和3年1月1日から施行予定)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(抜粋)

第一条 [略]

三 核燃料輸送物 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)が容器に収納されているものをいう。

第三条 [略]

3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP 1型輸送物、IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

第十一条 核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、当該核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの(IP 1型輸送物又はIP 2型輸送物として運搬する場合に限る。)及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならない。

第十二条 六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

2 原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物(以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。)にあつては、前項の基準に加え、当該六ふつ化ウラン輸送物の経年変化を考慮した上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

放射性同位元素の規制に関する法律施行規則(抜粋)

第十四条の三 [略]

2 [略]

五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、経年変化を考慮した上で、次に掲げる基準に適合すること。

第十八条の三 放射性同位元素等（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号ト（１）に該当しないもの（原子力規制委員会の定めるものを除く。）を除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。）は、次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。

[一～三 略]

2 [略]

3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP 1型輸送物、IP 2型輸送物及びIP 3型輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

第二十四条の二の四 [略]

2 特定放射性同位元素に係る放射性輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、前項に規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。